

第五十八回国会 農林水産委員会 議 録 第十一号

昭和四十三年四月十日(水曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 足立 鶴郎君

理事 鹿野 彦吉君

理事 熊谷 義雄君

理事 森田重次郎君

理事 角屋堅次郎君

小澤 太郎君

佐々木秀世君

田澤 吉郎君

丹羽 兵助君

本名 武君

湊 徹郎君

赤路 友蔵君

工藤 良平君

佐々木三郎君

美濃 政市君

神田 大作君

樋上 新一君

出席國務大臣

農 林 大 臣 西村 直己君

出席政府委員

科学技術庁資源

局長 鈴木 春夫君

農林大臣官房長

榎垣徳太郎君

農林省農林経済

局長 大和田啓氣君

農林省園芸局長

黒河内 修君

委員外の出席者

林野庁林政部長

亀長 友義君

農林漁業金融公

庫總裁 大澤 融君

参考人 (東京大学農学

部教授) 加藤 謙君

参 考 人
(農林中央金庫 片柳 眞吉君
理事長)
参 考 人
(立正大学経済 佐伯 尚美君
学部教授)
参 考 人
門 員 松任谷健太郎君

本日の会議に付した案件

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の
一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

○足立委員長 これより会議を開きます。

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の
一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案につきまして、参考人より意見を
聴取することといたします。

本日御出席の参考人は、東京大学農学部教授加
藤謙君、農林中央金庫理事長片柳眞吉君、立正大
学経済学部教授佐伯尚美君、以上三名の方々で
ございます。

参考人各位には、御多用のところ本委員会に
御出席くださいます、まことにありがとうございます。

ただいま本委員会におきましては、農林漁業
金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正
する法律案を審査いたしておりますが、本案につ
きまして、参考人の方々から忌憚のない御意見を
お聞かせいただきたいと存じます。

なお、はなはだかつてではございますが、時間
等の都合もありますので、参考人の方々の御意見
の開陳は、お一人お一人二十分程度にお願いい
たします。

議事の順序につきましては、まず参考人各位か
ら御意見をお聞かせいただいた後、委員各位から
参考人の御意見に対して質疑をしていただくこと
といたします。

まず、加藤参考人をお願いいたします。加藤参
考人。
○加藤参考人 ただいま御紹介にあずかりました
加藤でございます。

本日は、総合資金制度という新しい制度が設け
られることにつきまして意見を述べよ、こういう
こととございますので、私がこの点について考え
ております意見を述べさせていただきます。

農業金融の問題でございますから、これは一体
いかなる農業というものをねらってそういう農業
金融の制度をつくるのかということが最初の問題
ではないかと思ひます。そして、どのような農業
をねらってそういう制度をつくるのかということ
につきましましては、常識的なこともありませんけ
れども、農業が国民経済において果たしている役
割りというところから焦点を置いて、そういう
点から見てみたいと思ひわけでございます。

私の考えでは、農業が国民経済に持つておる役
割りというのはいろいろありますけれども、基本
的な役割りとして、第一には、国民の最も
必需品であります食糧というものを安当な価格で
安定的に供給する、こういう役割りを持つておる
と思ひわけです。妥当なと申しましたのは、国際
価格に対してあまり高くないということが含まれ
ておるわけでございます。この点から考えます
と、そういうふうな安定的に安当な価格、つま
り、高い生産性をあげてできるだけ安い価格で国
民に食糧を供給するということになりまして、当
然、これに従事している農民が喜んで農業に
しむということが必要であらうかと思ひわけ
でございます。そしてそういう喜んで農業に従事する
というからには、農業に従事することによってあ
げられる所得が、他の部門の所得に比べて均衡し
ているということが重要な条件ではないかと思ひ
のでございます。そのために、非常に困難である
と思ひますことは、御承知のとおり、わが国は

現在世界第三の工業国といわれておりますよう
に、工業が非常な勢いで伸びておりまして、工業
部門における生産性あるいは一人当たりの所得の
伸びというものが、世界的に比較しましてもきわ
めて高い伸び率を示しておる。だから、こういう
非農業部門の著しい伸びに負けないように、農業
も急速なスピードで生産性を上げ、所得を上げな
ければならない。これがなかなか困難な問題では
ないかと思ひわけです。

そこで、わが国の農業というのは、御承知のよ
うに非常に零細な経営でありまして、いろいろな
統計を見ましてもそのことがわかるわけござい
ますが、それではそういう生産性の高い農業経営
というのはいろいろ経営かと申しますと、これは
どういふ経営を営んでいるか、何をつくっている
かによつて一がいには申せませんけれども、一般
的に申しますと、現在、農林省の統計なんかで見
ます限りでは、大規模な経営ほど高いということが
出ておるわけでございます。そのためにでき
るだけそういう零細経営の桎梏というものをから農
業が脱却しまして、大規模経営というものに向
かつて伸びていかなければならぬだろう、こう
思ひわけでございます。

昭和三十五年から四十年までというふうな五年
間について見ますと、国民所得の一人当たりの伸
び率とほぼひとしいような家族従業員一人当たり
の農業所得の伸び率を示しているような経営は、
一町五反から二町、こういうような階層でありま
す。その階層までは、経営規模が大きくなるほど
一人当たりの農業所得の伸び率が高いというふう
な数字が出ております。

そこで、今後ますます工業のはりでは、技術革
新というものを採用しまして伸びていくわけござ
いますから、それにおくれないうちにだんだん
経営規模というものを——経営規模と申しますの
は、必ずしもその土地の面積だけを基準に考える

必要はございせんが、そういうような大規模な経営に向かつて農業経営というものを伸ばしていかなければならぬ、つまり農業の構造の改善を進めなければならぬということが考えられるわけでございます。現在、農家経済調査などの資料で、ごく最近発表された農業白書によりますと、約一〇〇％の経営が、都市の勤労者と比べて遜色のないような農業所得水準をあげているということが出ております。そうしますと、この一〇〇％の農家というのは、全体の経営からいいますとごく少数の、一部の経営であるというふうに見られるわけでございますけれども、しかし、こういう経営の伸びている勢いというものをますます助長して伸ばすということが、やはり重要な問題ではないかと思ふわけでありませう。

そうしますと、こういう一部のごく少数の経営だけを伸ばすというふうなことは、必ずしも適當ではないのではないかと、いふふうな考え方が出るわけでございますけれども、経済の発展というものは、すべての経済主体というものが同じテンポで伸びていくものではなくて、一部の優秀な経営企業というものが率先して新しい技術を取り入れて、そして革新を行なう、それによって高い利潤をいし所得というものをあげる、そういう成果に着目することによって、その他の大多数の並みの企業なり経営というものが、それに追いついて自分たちの経営というものを合理化していくというところで、全体の水準というものが上がっていくものだ、こういうふうな考え方を相手として、資金制度というものを、何もつくらなくてもいいというふうには考えられないと思ふわけでございます。その点を、やはりひとつ割り切らなければならぬのではないかと、私のこの問題に關する基本的な見解でございます。

今日、世界の第三の工業国といわれますような工業が、明治初年以來目ざましく伸びてきたわけでございますけれども、これも御承知のように、一般の市中銀行が非常な選別融資を行なつた。少

数の独占ないしは寡占といわれるような企業に對して潤沢な資金を供給して、そういう潤沢な資金というものを供給されて、新しい技術革新を導いたということが、わが国の工業が飛躍的に伸びている重要な要因ではないかと思ふわけでございます。ですから、農業におきまして、一般の工業で行なわれておりますような選別融資というものが行なわれまざるならば、非常に困難な条件を持つておられますけれども、農業におきましても、現在よりもっとスピードアップされた伸びが期待されるのではないかと、こういうふうに、考えるわけでございます。そのために、これは農業金融の問題でございますから、そういう経営が伸びるための金融的な条件を整備することが必要ではないかと思ふわけでございます。もちろん、金融だけが独走してもこれはだめなんです、金銀以外のもろもろの、農地制度であるとか、あるいは労働力市場の問題とか、こういった農業金融以外の基礎的な他の関連的な諸施策が並行的にとられて、初めて金融が金融として、生きた金融に期待される機能というものを十分に果たし得るのである、こういうふうな考え方をいたします。

いま、金融だけを問題にしておりますから金融だけについて申し上げますが、農業基本法が通りましてから制度金融というものが著しく伸びておりまして、これが農業部門における投資の増大に大いに役立っていることは御承知のとおりでございますけれども、そのような制度金融、制度資金というもののにつきましては、御承知のようにいろいろな批判があるわけでございます。たとえば物別な融資している、個々の設備をばらばらに對象にして融資しておるとか、それからその融資に対していろいろな行政機構が関与しているとか、硬直的であつて弾力的でないとか、いろいろなことがいわれておりますけれども、いずれにしましても、そういうふうな批判があらましても、制度資金というものが農業投資の増大に非常に役に立っているというところは言えるわけでございます。しかしながら、先ほども触れましたように、そ

のようないままで創設されておりますものも、その制度資金というものは、少数ではあるけれども、今後の農業の中核体になるような自立経営、あるいはその自立経営が進展してなるであろう企業的な農業経営というものを育成することを目標にして、そのための融資制度というものをいままてでなかつたわけでございます。今回問題になつております総合資金制度というものは、まさにその目的に沿つて設けられた資金制度であると考えます。私は、この総合資金制度というものは、そういう意味で非常に画期的でかつ重要である、こういうふうな考え方をさせていただきます。

先ほど、農業の国民経済における機能という一つの点をあげましたけれども、第二の点は、農業というものが国民経済における安定的な役割りを果たしているという点があるかと思ひます。これはどういふ点を申すかと申しますと、経済の近代化というものは、雇う者と雇われる者という二つの階層に分化していく傾向を持つていくわけでございます。そうすると自己雇用部門、つまり中小企業であるとか農業部門というものがだんだん分解されて、そして雇う者と雇われる者とに分解していくわけでございますから、そこで当然政治的にあるいは経済的に不安定要素というものが増大していくわけでありませう、農業はたまたま、これに各國を見ましても、特殊の国は別にしまして、これは資本主義国におきましては大体自己雇用部門でございまして、そのような意味におきましては安定的な要素になつていこうと思ひます。もしこのような総合資金制度というものが、そういう安定的な要素というものを破壊するのではないかと、いふような懸念をお持ちになるかとも思ひますが、私は、必ずしもそのようなことはないのではないかと、いふように考えているわけでございます。

御承知のように、現在どうとうとして兼業化の勢いというものが進行しております。最近では農家のほぼ八割が兼業農家であるというふうになつていくわけでありませう。この勢いが一体どのように続くのかといふと、予測の問題になり

ますから何ともはつきりしたことは言えないわけでありませうけれども、たとえば、企画庁あたりの計算によりますと、今後二十年後には、都市に大人口の八〇％くらいが住んでおられるというふうなことをいつておられますから、この兼業化の勢いというものは、もつとこれから進行していくのではないかと思ひます。

神谷教授がマルコフ過程の議論を使ひまして、将来の終局値というものを計算されておられますところによりますと、大体農家の約一割しか専業にはとどまらないうであらうというふうな結論が出ておられます。一割といひましては農家の総戸数が減るといふことになつておられますから、その計算によりますと、ほぼ十六、七万というものが専業農家として最後に落ちつくのではないかと、いふふうな計算も出ていくわけでございます。

そういう計算の当否は別問題といたしまして、そのような傾向に向かつて進行しつつあるということは、これは否定できないのではないかと、いふわけでございます。ですから、そのような状態のもとにおきましては、少数ではあるけれども農業に生きがいを感じて、農業を担當して経営を積極的に伸ばすというふうなことで、農業の高い生産性、高い所得というものをデモンストレーションしていく、それによって他の経営をリードしていくというところが、非常に重要なことではないかと思ふわけでございます。

もちろん、そういうふうな少数の経営を積極的に伸ばすといひましても、他の経営に對しても、その他のいままで設けられておりましたものも、その制度資金がございまして、そのような経営がそれ自体として努力して伸びるということに對しては、全然資金の融通制度がないというわけではないと思ひます。そういうふうな兼業農家が、第二種兼業農家のように農業所得よりも農外所得の比重が大きくなつて、農業所得としては都市の勤労者地帯に比べて遜色のないような所得水準をあげられなくても、都市化あるいは工業化が進むに従つて、そちらの部門で農外所得というものを

得る機会が増大しますれば、そういう農外所得と農業所得とを合わせた意味では、所得水準は伸びるのではないかと思ふわけでございます。同時にそれが、日本の過密都市の対策ともなり得るのではないか、こういうふうに考えるわけでございます。

でございますから、要約して申しますと、そういう専業農家と兼業農家というものが事実として存在しておいて、ややもすれば専業農家がだんだん兼業化していき、専業農家がますます少なくなっていくのだ、こういう大きな傾向があるということを考えた上で、そうして農業政策としては、そういう専業農家と兼業農家というものの二つの否定できない階層があるということを割り切って、その上で金融の問題を考えなければならぬであらう、こういうふうに思ふわけでございます。

アメリカの例を申しますと、アメリカでは約一割の農業経営が、売り上げ高におきましては五〇％のシェアを占めておりますけれども、わが国の自立経営農家といふものは、一割でまだ三〇％足らずである。こういうような現状でございますので、その点に留意しなければならぬ、こういうふうに思ふのであります。

これが一般的な考え方でございます。総合資金制度の中身ということにつきまして、二、三の点を申し上げたいと思ふわけでございます。

これは、当然ここで考えられておりますのは、公庫にそういう制度資金をつくるということでございます。公庫から供給されますのは長期の設備資金でございます。ところが、経営が伸びていくためには、当然運転資金といふものが十分なかれなくては発展できないわけでございます。経営としては発展できないわけではございません。今日ではその支配的な機能を果たしておりますのは系統金融機関でございますが、系統金融機関の資金といふものが非常に重要な意味を持ってくる。そこで、系統金融機関と政府金融機関とが、どれだけ協調の

実をあげられるかということが、この資金制度がその実をあげ得るかどうかということの重要なポイントであらう、こういうふうに考えます。それが第一の点でございます。

第二の点は、ここでは融資協議会というものが考えられておりますけれども、そこに幾つかの、中金とか公庫とかそれから信連とか、そういう関係金融機関が集まって協議をするということになっておりますけれども、しかし協議するということ、責任の所在をいかにするものか、であつてはいけぬのではないかと、いうことが、私の懸念の一つでございます。そこで、やはり申し込みがあつた場合に、それを受けて立つてどの金融機関が中心になつてやるか、つまり平たく言いますと、メインバンクというように、ことばがいかに思ふまでも、そういうメインバンクをどこが果たすかというように、ことがきめられていなければ、資金は貸しっぱなしではなくて、その後のいろいろな技術指導なりあるいは償還なり、そういうアフターケアといふものを伴わなければ、こういった経営は伸びないわけでございます。それから、そういう中心になるような金融機関といふものが、必要ではないか、こう思ふわけでございます。

それから第三の点としましては、ここでは融資コンサルタントといふのが考えられておりますけれども、私はこのコンサルタントには、できるだけ實際家を活用していただけたらどうか、こう思ふのです。もちろん實際家でございまして、たとえば都市でやつてゐるような搾乳業者とか、そういうようなものでもかまいませんが、そういう人たちはもちろん専任のコンサルタントになるわけではありせんから、非常勤であつてもよろしかろう。それから、實際農業経営でその地方でだれしも名を知つてゐるような、農業経営として成功しているような経営者、こういう人たちが實際に自分たちがやつてゐるセンスから見、いま融資の申し込みをしてゐるような農家の経営はどうか、まずい、どこを直せば経営が伸びていく

か、そういうふうな意見をお持ちだろうと思ふのです。そういう意見を率直に反映させる必要があるろうかと思ふわけです。もちろんそういう忌憚のない、歯に衣を着せないような意見を言うからには、それにふさわしいだけの識見を持った人が必要だろうと思ふのでありまして、できるだけ広い地域から選んで、そして地域的な関係というようなものも考慮して、遠慮してものを言うというようないふ人は選ばないほうがいいのではないかと、こういふふうに考えるわけでございます。

それから、これだけの大規模な金を貸し付けるわけでございますから、当然担保の問題が起きてくるかと思ふわけでございまして、ここで考えられておりますような担保の点での改善ということにはさつておきまして、さらに農場抵当というものは、さつておきまして、さらに今後研究しておく必要があるのではないかと、こういふふうに考えるわけでございます。

それから、今年度かりに発足したとしまして、非常に少数の一千戸といふようなことが考えられておりますけれども、こういうような画期的な制度をつくるわけでございますから、何もそう効果をあせつて、そうして無理に需要がないところを押しつけて貸すといふようなことをしないほうがいいのではないかと、むしろ徐々にこの制度といふものを定着させていく必要があるのではないかと、こういふふうに考えるわけでございまして、従来、ややもしますと制度資金の場合は、その需要を、末端から積み上げて推計してきて、必ずしも借り入れ者である農民の需要を反映していないといふような問題があつて、間に立つた人は、無理にそれを分配して押しつけるといふようなことがあつたといふふうなことを聞いておりますけれども、そのようなことはしないで、徐々に定着させていく必要があるのではないかと、こう思ふわけでございます。そういう意味で、私はこの総合資金制度といふものは非常に意味のある制度ではないか、こう考えます。

これでもって私の意見を終わります。(拍手)
○足立委員長 ありがとうございます。

次に、片柳参考人をお願いいたします。片柳参考人。

○片柳参考人 御要請に従ひまして、私から主として総合資金制度に対する意見を申し上げます。

今回の改正案に出ておりますように、従来、公庫から事業種類別に縦割りに出ておりました資金を、自立経営農家育成を対象として総合的に融資をして、金利も下げ、また長期にわたつて融資の金額も拡大されるという方向につきましては、私は賛成をいたしておるものでございます。

また、ただいま加藤先生からもお話がありましたように、このためには、私も系統資金を運転資金としてあわせて融資をいたしませんと効果がなないわけでございまして、その運転資金の融資につきまして、基金協会の債務保証、またその保証に対する保険協会の保険の対象にするといふようなことも、きわめてけつこくなことだと思ふのでありまして、このことにつきましては異存はございません。

ただ、私どもの農協陣営では、すでに御案内のことと存じますが、自立経営農家育成については、これはもちろん賛成でございます。これを強力に推進していただきたいと思つておりますけれども、御案内のように、いろいろな土地流動化その他の政策を推進されても、やはり当分の間は兼業農家といふものが当然続くのではないかと、いふ認識でございます。したがしまして、昨年の農協大会で全員の決議をいただきました「日本農業の課題と対応」の中におきましても、自立経営農家育成はけつこうでございます。けれども、現存する兼業農家を放任するわけにはいかぬわけでございまして、専業農家を中核にいたしまして、専業農家を包摂いたしました集団生産方式、私どもの側では管農団地という呼称で呼んでおるわけでございますが、そういうような管

農団地を、自分の間はやはりこれに重点を置いて育成すべきではないかと認識でございまして、今更なるようなことから見てまいりまして、今回の自立経営農家につきましては、私も系統金融としては、当然これは協力、助力をいたすべき筋合いでございまして、また、ただいま申し上げました営農団地の育成につきましても、ひとつ今後政府なり国会におきまして、特段の推進方の御配慮をお願いしたいという強い希望を、実は持つておるわけでございまして。

御承知のように、公庫ができましたことと比べて現在の系統金融の資金量というものは、格段の相違が出てきております。農協の貯蓄が、昨年の暮れには三兆六千五百億円をこしておるような状況でございまして、今年にかけまして引き続いて強力な貯蓄運動を展開いたしまして、明年の末には農協貯蓄五兆円にいたしてまいりたい。これは過去の二〇%以上の伸び率から見てもいりますと、五兆円という目標は決して高い目標ではないと思ふのでございまして、そういうふうな組合金融の資金量というものは飛躍的に増大してきておりますので、今回の措置はもろもろ異存はございませんけれども、われわれのこのような系統資金を、ひとつ極力自立経営の農家の育成なり、またわれわれが期待する営農団地のために活用されるような御配慮をいただきたいと思ふわけでございまして。

現在、農業近代化資金がございしますが、これを拡充、総合化することになりますれば、あるいは本案の自立経営農家に対しまして、金融面でも相当の協力ができると存じますし、また、営農団地の育成も可能ではないかと思ふのでございまして、公庫ができましたときと現在の私どもの系統金融の力が非常に違つておるような実情は、とくと御承知と思ひますが、今後の問題として、そういう規模でひとつ御考慮をいただきたいと思ふわけでございまして。

ややこまかい点になりますが、先ほど加藤先生からお話がありましたように、今回の資金は、

原則として各府県の信連を受託金融機関として対象農家に直貸しをするということとございまして、これは本来の私どもの系統金融の三段階制からしますれば、一応現実にはそれでよろしいわけでございますが、ただ、対象農家もさしあたりは一千戸というふうな数も少ないわけでございますし、また、金額も八百万円というふうな相当大きな金額でございまして、そういう趣旨から信連から直貸をするということも、これは現実にはそれでよろしいと思ふわけでございまして、いま言ったような、単協を全然無視して運転資金を抱き合わせ融資するということについて、やはり十分なる御配慮がいたされたかと思ふのでございまして。対象農家の選定につきましても、先ほど申し上げましたような営農団地の中核的な存在として、他に相当PRできるような農家を選んでいただきたいと存じますし、また、今後の融資いたしました資金の回収にいたしまして、あるいは営農のための肥料なり飼料なりその他の資材の供給、またできた農産物の販売は、当然地元での特産品が受け入れて処理するわけでございますので、そういう点におきまして、信連の直貸はいつてございまして、その辺は、対象農家の入っております地元の単協と十分な連絡なり協調をしていただきたいということとを、特に希望いたします。また、単協等も合併によりまして相当資金量も増大しておりますから、場合によつては単協の資金を、信連の了解のもとに抱き合わせ融資するということも一つの手法ではないかと思ふのでありますが、いずれにいたしまして、その辺は地元の農協と特別な連絡につきまして、ひとつ御考慮をいただきたいというところでございまして。

それから、私も金融という立場になりますと、やはり債権の確保、回収という点を当然考えなければならぬわけでございますが、そういう意味で、共済保険制度あるいは価格支持政策等につきましても、まだ行き渡つておらぬ分野も相当あるようにございまして、そういう点につきましても、ひとつあわせて今後対策の拡充、改善をお願いしたいと思ふわけでございまして。

これは説明するまでもございせんけれども、畜産物につきましては、鶏肉につきましても、鶏卵の価格の安定対策はないのでございまして、鶏卵につきましても、系統が自主的につくりました価格安定基金がございまして、必ずしもその機能が十分でないというふうな感じがございまして、加工乳については不足払いの制度がございまして、市乳につきましても、そういうような措置がないわけでございます。この辺もひとつ十分御検討をいただきたいと思ふ次第でございまして。

また、共済制度につきましても、これも説明するまでもございせんが、大家畜につきましても、共済の対象とされておりますけれども、鶏なり豚につきましても、ほとんど共済制度がないにひとしい状況でございまして、昨今のうちに大規模な養鶏なり養豚が進んでまいりますと、病害というものが一番危険なことになってきておりますので、これも、技術的にはいろいろむずかしい問題はあろうかと存じますけれども、そういうような共済制度の拡充につきましても、御考慮をいただきたいと思ふ次第でございまして。

また、青果物につきましても、これはなかなかむずかしい問題があろうかと存じますけれども、青果物につきましても、現在、価格安定対策あるいは共済保険制度は、これもまたほとんどないにひとしい状況でございまして、果樹園芸のために相当の融資はされるのではないかと存じますので、そういう向きにつきましても御配慮をいただきたいと思ふのでございまして。

要しますに、金融農政の展開に私どもだけでも協力をしていさすけれども、しかし、やはり貴重なお金を預かつて運用しているわけでございまして、債権の確保、回収に不安のないような農作物等の価格安定対策あるいは共済保険制度につきましても、並行的に御配慮いただきたいと思ふわけでございまして。

次第でございしますが、これもすでに国会等におきましてもいろいろ御高配をいただいているかと存じます。もちろん、公庫とわれわれ系統の金融機関であります中金等は、おのおのその所を得まして、農業のために協調的な融資をいたすべき筋と考へておりました。そういう趣旨から、先ほどの運転資金等につきましても、できるだけ条件等も勉強いたしまして御協力もいたしたいと考えておるわけでございまして。一時や整理されたかに見えましたが公庫と金庫との分野の関係も、多少ダブるというふうな向きも出てきておるようございまして、先ほど言いましたように、系統資金の力も相当ついてきておりますので、公庫創立当時とは非常な違いがございまして、系統の資金を活用するといふ点に立ちまして、公庫とわれわれ金庫がしかるべき所を得て、農業のために一緒にたつて融資ができるような御配慮も、今後いただきたいと思ふ次第でございまして。

それから、これもこまかいこととございしますが、今回の公庫融資と私どもの系統融資を抱き合せて所期の目的が進みますように、もちろん協力をしていさす決意でございするけれども、私ども地方へ参りまして、特に北海道あたりで見ました例は、ややもしますと制度資金のほうに償還の場合に優先されて、われわれの系統資金が償還の資金のほうに回るといふ感じがございまして、しわ寄せられるという感じがございする。あらずでございまして、もちろん保険制度もおつけないから、最終的には心配ないとは思ひますが、やはりその辺は、制度融資と私どもの運転資金の融資とが並行して回収できるように、運営上の御配慮もぜひひとつ御考慮をいただきたいと思ふ次第でございまして。

それから最後に、これもお願いでございますが、農政がどういふふうに変つておりますか、私もさやかに認識いたしかれる次第でございするが、従来の補助金行政から金融農政に転換するといふ行き方も、もちろん大きな一つの方向だと私は思ふのでございまして、それにこたえる意味

で、私も系統金融の資金量の充実、あるいは農林中金といったにしても、農業の生産性の向上なり、農業の地域開発のために、今後でもできるだけ最善の努力をしていきたいとは考えております。けれども、しかし、御案内のように、金融面一本で農政が確立するわけではないのでございまして、やはりこれに伴いいたしました各般の政策、あるいは土地流動化でございまして、その他政策を並行してやらせんと——もちろん私も、できるだけお申しつけに従いまして、そういう向きに助力をいたしたいと思っております。が、それにはおのずから限度もあるやに存ぜられますので、そういうような別途の並行的な農政を整備をしていただきたいという、抽象的のご意見ですが、そういう要望を申し上げまして私の意見といたしたいと思います。(拍手)

○足立委員長 ありがとうございます。次に、佐伯参考人にお願いたします。佐伯参考人。

○佐伯参考人 佐伯でございます。総合資金制度について簡単に私の考えを申し上げたいと思っております。

総合資金制度というのは、これまでの農業金融の常識からいいますと、非常に型破りの金融であるというふうに考えられます。いろいろな意味で、これまでの農業関係の制度金融のワケを大きく踏み出している。その点をやや整理して申し上げますと、この総合資金制度の形式的な特徴としては、大体次の三点にまとめられるのではないかと、このように考えています。

第一点は、融資対象の規制の方法が、これまでのように個々の物ごとの規制から、経営の総合的規制へと大きく変わったという点であります。つまり、個別的あるいは物的な融資規制から、総合的、経営的融資規制へと融資規制が変わったという点であります。要するに、経営内容が一定の政策目的にかないさえすれば、そこでの資金は、使途のいかんを問わず、いわばまとめてめんどうを見る、そういう発想にこの制度は立っているというふうに思います。

言っているかと思えます。こういった考え方は、これまで、たとえば近代化資金の中のセツト融資方式であるとか、あるいは農業改良資金の中の後継育成資金などにも部分的に見られたところであり、必ずしも、しかし、これだけ思い切った打ち出されたというものは、おそらくこれが最初であるというふうに考えております。そこに、まさに総合資金といわれるゆえんがあるのだらうと思っております。

第二の特徴は、融資対象農家について、非常にきびしい選別を前提としているという点であります。融資を受ける農家は、この資金を使用することによって自立経営に到達し得る農家である。つまり、自立経営候補農家にきびしく限定するということをお願いしているわけであり、将来この資金制度がどの程度拡大していくかというところはよくわかりませんが、かなり大きな融資ワケを予定したといたしても、こういった基準にたて得る農家というものは、つまり自立経営候補農家というものは、おそらくごく一部の農家に限られるのではないかと、このように思っています。このように、自立経営の育成というものを制度の目的に掲げて選別融資を徹底させるというものは、おそらくこれが初めてであります。その意味でも、非常に画期的な制度金融であるというふうに考えられます。

第三の点は、融資限度がきわめて大幅に引き上げられたという点であります。総合施設資金の融資限度は、一応一農家当たりおおむね八百万円というところのようであり、しかし、これに近代化資金とか、あるいは系統資金などの形でセツト融資される運転資金を含めると、おそらく一千万、場合によってはそれをオーバーする巨額の融資が、この制度によって可能になるかと思えます。現在、個人施設に対する公庫融資の一件当たりの規模を見ますと、せいぜい五十万円程度にすぎない。あるいは近代化資金について見ますと、一農家当たりせいぜい三十万円前後にすぎない。そういうところから見ますと、この一千万という融資

限度は、まさに日本の農業金融の中では破天荒の大きさを持つていふふうに考えられます。以上、要しますに、この制度の基本的特徴は、形式から見ますと総合資金であり、内容から見ますと自立経営育成資金であり、そうしたものとして大量の資金を集めて融資する、そういうところに一応の特徴があると考えられます。これまでの制度金融に比べて非常に思い切った、いわば異例の制度金融であり、それだけに、この制度が実現された場合に、それにまつわる問題点もいろいろあるというふうに考えられます。

そこで、以下問題点を大きく二つに分けて、いわば内在的な問題点と外在的な問題点と、この二つについて若干の検討を行なうてみたいというふうに考えます。その場合、内在的な問題点というのは、いわば制度自体に即した問題点であり、かりにこの制度が現実に出たという場合に、一体その運用上の問題としてどういふ点が生じてくるか、どういふ点が予想されるかという点を少し検討してみたい。それに続きまして、外在的な問題点といたしまして、この制度を日本の農業の現状なりあるいは農業政策の現実なりという一般的な関連でとらえた場合にどのような評価が下せるか、あるいはどのような問題点があるかという点を次に考えてみたい、そういう順序で私の意見を申し上げます。

まず、第一に内在的な問題点についてであります。これについて、こまかく言いますと幾つか問題点がござい申し上げます。第一点は、はたしてこの制度が実現された場合、うたい文句であります資金の総合性という点が、うまく確保できるかどうかという点であります。これは、この資金制度の中には、公庫資金と系統資金あるいは近代化資金という、いわば全く異なる金融が含まれている。つまり、設備資金について公庫資金を融資する、運転資金については近代化資金なりあるいは系統プロパー資金を融資する、そういう二重

構造をこの制度自身がかかえているわけであり、言ってみますと、現在の農業金融が持つております二元的な構造がそのままこの制度の中に持ち込まれ、その解決が、もっぱら融資機関の運営の問題という形にゆだねられていると言っているわけであり、それに関連いたしまして、当然、はたしてその融資対象として施設資金と運転資金がうまく一致して融資できるかどうか、あるいは融資農家の選定について、はたして両者の意見が一致するかという点、幾つかの調整問題が出てくる。それが一つの問題点であらうと思っております。

それから第二の問題点は、対象の選別が、はたして政策目的にかなった形に実現できるかどうかという点であります。この点は、おそらくこの制度の最大の問題点かと思えます。つまり、自立経営候補の農家とは一体何かという点であります。先ほどいただきました農林省のこの法案に対する説明によりますと、融資対象農家としては大体四つの点をあげているようであり、

四つの点を申し上げますと、第一に、経営者が比較的年若であるということ、第二に、主体的な能力といいますが、意欲といいますが、農業経営の改良についての能力を持っているということ、第三に、十分な家族労働力を保有しているということ、最後に、将来自立経営に達し得ること、その四点をあげているようであり、しかし、おそらくこの程度の抽象的な規定をもってしては、現実には融資を実行する場合には、非常に困るのではないかと、このように思っています。これは私の推測であり、融資を行なうという段階になりますと、もう少し具体的な基準なりあるいは要綱なりといったものがつくられねば、おそらく実行はできないように思っています。となれば、その場合問題になりますことは、一つは農林省なりあるいは農林省なりによってつくられるであらう、そういう一定の営農類型なりあるいは一定の経営についての指標なりが、はたしてどこまで妥当なものとして通用

昭和四十三年四月十日

六

するかどうかという点が、一つ問題であります。いま一つは、実際の審査に当たる関係者、たとえば信連であるとか、農協であるとか、中金であるとか、公庫であるとか、あるいは県、市町村、改良普及所、こういうところが入るわけであります。そういった介在する関係者の中で、どのような権限の分業関係を想定するのかという点であります。融資協議会をつくるということとはまことにけっこうでありますけれども、この点は先ほども加藤先生も御指摘になったが、一体そういう協議会の中で、どのような相互の権限についての分業体制を想定するのか。へたをすれば、むしろ責任のすべてを全部が回避するということになりかねない。そういう点が問題になると思います。その、いま申し上げました二つの問題の扱い方いかんでは、これまでもしばしば指摘をされたような、行政による一方的な押しつけになる可能性が多分にあるのではないか、そういうおそれが多分にあるのではないかというふうに考えます。

それから第三点といたしましては、担保の問題についてであります。施設資金八百万円という非常に巨額の資金を融資するという場合、当然これに見合う担保をどう考えるかという点が問題になつてきます。その点に関連して言いますと、当初、いわばこの制度とセットに考えられていました農協抵当制度が見送られてしまった。わずかに農業動産信用用法改正が実現されるという話であります。かりに農業動産信用用法が改正されたといつても、この程度の改正をもつては、とうてい所要の担保をまかない得ないのではないかと。その点は、これまでの経験からいって火を見るよりも明らかだといふふうに考えます。従来も公庫融資については、非常に形式的な担保主義を貫くという批判が強かつたわけでありまして、担保がなければ公庫資金は貸さぬ、これはけしからぬめいではないかという考え方がかなりあつた。これだけ巨額の資金をつぎ込むということになりますと、それだけリスクが大きく、窓口担当者はますますそうなる可能性があるのではないかと。そうし

まずと担保の問題がネックになって、資金が流れないということも起こりかねないのではないかと
いう感じをいたします。

それから第四点は、融資コンサルタントの問題であります。当初の構想では、この制度のメリットとして營農指導と融資の一体化という点が非常に強調されていたようであります。その一環として融資コンサルタントの機能の活用がうたわれていたのであります。おそらくそういった発想は、自立経営育成資金のいわば模範でありますアメリカのFHA金融、農家更生資金の模倣といえますが、その発想を非常に強く受け継いだというふうに考えられます。

ところが、最終的に落ちついた案を見ますと、融資コンサルタントとしては公庫の本店にわずか三名の融資コンサルタントを置くということになったようであります。どう考えてもきわめて中途はんばでありまして、この程度の規模のもので、はたして何をやろうとするのか。かりに一千戸程度の融資ということを考えましても、本店にいる三人でもってのはたして何をするのかということが、非常に不明確であります。その点はずっと詰めていきますと、そもそも融資コンサルタントというようなものが、日本の農業の中で必要なのかどうかという点にもつながるわけですが、ここに一つの問題があるというふうに考えます。

第五点といたしましては、この制度ができました場合に、はたして現在あります他の制度金融との区別がうまくつくのか、あるいは逆に言いますと、下部でかなり混乱が生ずるおそれがあるのではないかという点であります。この制度の考え方としては、自立経営候補農家についてはすべてこの総合資金でめんどろを見る、他の資金は一切貸さないということになるようであります。しかし、はたして現実に農家をうまくそういうふうに峻別することができるかどうか。たとえば、土地改良資金を融資するという場合どうするか、あるいは近代化資金を融資する場合どうするか、こういふふうに考えていきますと、実際の農家段階に

においては、結局さまざまな資金ルートが錯綜して、無理にそれを押えろと、かえって混乱が生ずるおそれがあるのではないかという感じがいたしました。その点からいっても、やや問題が起る。

以上述べましたところが、いわば内在的な問題点であります。

次に、外在的な問題点といいますが、あるいは一般的な評価といいますが、それについて若干の点を指摘したいというふうに思っています。

まず第一の点は、自立経営育成政策の推進という点から見て、この制度というのは手順が逆になつてゐるのじゃないかという感じがいたします。西ドイツの場合にもそうです、フランスの場合もそうですけれども、構造政策を展開する場合、まず目標とすべき経営内容あるいは経営類型を想定して、その上で施策を集中していくという形をとるのが構造政策の普通の手順であります。ところが、現在想定されている資金制度の場合、合逆になりまして、この制度ができたにかかわらず、国全体として目標とすべき農業経営なり自立経営をどのようなものとして設定するかということが、依然として不明確であります。まだ構造政策の目標は、個別経営か協業経営か、あるいは個人的な農家を考へているかそれとも集団経営を考へるかというような、抽象的な議論が繰り返されているありさまであります。どうも、やや勘ぐつて考えますと、やつていくうちに考えよう、あるいはどうにかなるだろう、やつていくうちにだんだん目標が固まるのではないか、そういつたあいまいさでもつて制度がつくれようとしているのではないか、それでは政策としてはやや無責任で、任憑ぎるのではないかという点が第一点であります。

第二点は、以上に関連いたしましたして、政策全体の問題として、構造政策全体の中で、この制度の位置づけをどうするかという点が明らかでないといいうこととあります。構造政策が農地政策であり、あるいは後継者政策であり、あるいは技術政策

策であり、それらを含めた総合施策として展開されなければならぬということとは、すでに常識化しているわけですが、実際には他の政策が一向に進まないで、もっぱら金融独走の形を強めているというのが現状でございます。いわばこの総合資金制度というのは、孤立化した自立経営育成政策となる危険性が非常に強い、その点が第二の問題点であります。

第三の点は、これはさしあたりの問題ではございませぬけれども、長期的に見た場合に、制度金融の体系をどう考えていくのかということ、やはりこの際一ぺん振り返っておく必要があるのではないか。現在、さしあたり四十三年度については二十億円前後の融資規模でございますから、さしたる問題にならないといたしましたが、将来との資金がかなりふえていく、場合によっては二百億なり三百億なりというふうにふえていくというふうに考えました場合に、一体制度金融全体のシステムといいますが、体系をどう考えるかという問題が、当然出てこざるを得ない。つまり、制度金融の中にはこういった総合資金のような、経営金融の中心の発想を持った資金——これまでの公庫資金の大部分、近代化資金もそうですけども、物中心の発想を持った資金とこれが混在する、その二つを一体どういう形で統合していくか、あるいは位置づけていくかということが、将来の制度金融全体の問題として提起されるかと思ひます。

以上、いろいろの問題点を指摘いたしました。結論として言えば、私はこういつた方向には賛成であります。発想といたしましては、この制度はきわめて斬新であり、少なくとも農業の将来、将来の農政の基本線に沿つた形で打ち出されておる、その点については評価するのにやぶさかではないわけでございます。ただ、実際問題といたしまして、それを取り巻く現実の農業の状況であるとか、あるいは現在の農政の姿であるとか、あるいは農業金融の実態であるとか、そういう点に照らしてみますと、まわりの条件があまりにも弱体であり、この制度をささえるだけの条件が熟して

いないのではないかと感じがいたします。その点でや理論倒れといいますが、この制度は先走り過ぎていて、そういう印象はいらないわけでありませう。もしこの制度が当初の発想どおりに動かなかったとしたら——私はその公算はいまの条件のもとにおいてはかなり強いというふうに考えます。かりにそういうふうになったとしたら、これはおそろしくこの制度自身の問題というよりは、むしろそれを取り巻く農政全体のあり方のほうにより大きな責任があるのではないかと、うふりに考えております。

ごく簡単であります、以上で終わります。(拍手)

○足立委員長 ありがとうございます。これにて参考人の御意見の開陳は一応終わりました。

○足立委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。片柳参考人はやむを得ない所用のため、正午までに退席されたいとの申し出がございします。まず片柳参考人に対し質疑をされたいと思ひます。

質疑の申し出がございします、順次これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 あと十五分のうちに片柳参考人に、私はもちろんですけども、後ほどの人もしなればならぬわけですから、多くのことをお伺いするわけにいかない。まあ時間を節約する立場から、数点一括申し上げて、それに対してお答えをいただく、こういう形式をとりたいと思ひます。

今度出された農林漁業金融公庫法の一部改正の三参考人の御意見では、市場関係の融資の新設問題については、いずれもお話が特になかったかと思ひます。しかし、これは総合資金制度の問題と同時に一つの柱であります市場問題でなければならぬ、これについてここであらためてお伺いしようと思ひます。これは委員会の質疑を通じてやるということにいたします。後ほどそれぞれの

から、片柳さん去つたあととまたあると思ひますけれども、私もその点、若干またあとのお二方には触れたいと思ひます。

片柳参考人からお触れになりました、そしてまた前々から問題になっております制度金融と系統金融の交通整理問題、これは内容に入りますと相当ありますが、少なくとも、やはり公庫と中金が第一線の生産農家のための資金融通について、十分連携をとりながらやっていくということが、従来以上に必要になってきておると思ひます。そういう姿勢で、もちろん新しく中金理事長になられた片柳さんはやっておられると思ひますけれども、かりに総合資金制度が発足することになります、先ほど来それぞれの参考人からもお話しのように、いわゆる公庫からの施設資金が出る、それにタイアップして農業近代化資金なり、あるいは系統プロパーのものが運転資金その他の形でセットされるというふうな構想でありまするから、その面から見て、従来以上に連携をとらないといけない必要があると思ひます。そういう点については、これからどういう考へ方で行かれようとするのか、交通整理の基本問題ということについても、御意見があれば承りたいと思ひます。

それから、先ほど片柳参考人からお話しのうちに、いわゆる県信連の直貸方式というのをたてまことにしながら、農林経済局長との従来の質疑の過程の中では、単協の問題を全然ネグレクトして考へようとは思ひませんでした。第一線の農協段階の空気は、経済局長の判断でいくと、まだまだそういう態勢、あるいはそういう空気にもなっていないように思ひます。あるいは、そういふ等もありましたが、それは農協の合併が相当進んで大型化していく、資金の点についても、先ほど触れられたように、系統内部で大量の農家の預貯金を持つという段階の中で、先ほどは簡単に触れられましたが、農協等を含めて、県信連の直貸しをたてまことにしながらも今後総合的にそれをやる、単協もそれに動員をして

いくという場合に、いま直ちにこの制度が発足した場合に、全体的な受け入れ態勢というものがあるかどうかという問題についても、さらに御意見を承りたいと思ひます。

それから、何といつても優等生農家あるいは優等候補農家を選別しながらやっていく。先ほど等農団地問題に触れられましたけれども、その場合に、やはり金融ばかりではなしに、もちろん農政全般としては、価格とか流通とかいろいろ総合的な施策の問題がありますが、それ以外に、いわゆる融資対象農家に対する経営技術を含めた総合指導というものが当然必要になってくる。その場合に、系統団体あるいは中金としてはどういうタッチのしかたを考へておられるのか。公庫の場合に、例の三名のコンサルタントの問題が参考人から出ておりましたが、また議論にもなっておりますが、いわゆる中金というものは系統といわば一体系の関係ですから、系統の関係も含めて、どういふ姿勢で、いわば総合指導という面を考へておられるかという点をお伺いしたいと思ひます。

それから、絶えず農林中金問題を議論する場合には、従来でも国会で議論のありましたのは、御承知のとおり、生産農家の血と汗の結晶の預貯金といふものが系統外に相当流れている。いわゆる農業関連産業という形において融資がされている。たまたま共和製糖グループというふうな問題が相当大きな政治問題に発展して、中金の責任を問われる、あるいは公庫の責任を問われるというふうな問題等も発生したわけでありませう。時間もありませぬけれども、ああいう問題の発生を契機にして、いわゆる農業関連産業に対する融資に對して、公庫の場合あるいは中金の場合も、従来どこに欠陥があり、どういふあやまちがあったのか、それをどういふふう直していかうという姿勢で現在取り組んでいるのか、この点については若干項目的な内容に入つて、えりを正して、そういふあやまちの再び起こらぬ体制を確立しておるかどうかというふうな点について、率直にひとつお話を聞かしていただきたいと思います。

それから、これはいずれ他の参考人にもお伺いしようと思ひますが、佐伯参考人からもお話を承りましたけれども、八百万、あるいは運搬資金を含めて、場合によつては一千万をこえるということになりますと、担保問題というのがどうして基本問題の中にある。後ほど国際的な、いわゆる農地担保等の問題については他の参考人にお聞きをしたいと思いますけれども、そういう農地担保等の問題を含めて、担保力の強化問題ということについて、中金の立場から、今後の発展方向をどういふふうにお考へになつておられるかという点について、ひとつ御意見を承りたい。

たくさんありますけれども、時間の関係もありますので、以上の程度にとどめます。

○片柳参考人 お答えをいたします。

まず最初の、公庫と私どもの、まあ交通整理ということは使われたわけですが、その問題は、先ほど抽象的に申し上げまして、おのそのところを得せしめて協調していきたいというふうな表現をいたしました。それではなかなか御了解がむずかしいかと思ひますが、一つには、先ほど言ったように、公庫ができましたとき、現状のわれわれの系統の資金量は非常に違つておりますから、そういう客観情勢の変化といふものを、やはり私どもは正しく認識をしていただきたたいということ、それから、私の記憶によりますと、当初の公庫資金というものは、財政資金が公庫を通じて出るといふ分野が相当多かったと存じますが、現在では、もっぱら国の利子補給で公庫資金をやっているというところも、当初と違つてきておるのではないかと。私どもの系統のほうには、先ほど言ったように、相当の資金量がございますので、同じ利子補給ということでございしますれば、やはりわれわれの系統のほうにも利子補給をして、せつかくの五兆円の貯金といふものが、有効に農業に還元融資をされるということ、私どもは考へてよろしいのではないかと、相当の定期預金なり農林債券発行

等いたしておりますから、資金の性格からも、ある程度長期の融資はできる筈合いだと思ひます。

ただ、公庫と比べて、同じ程度の長期融資が得る資金の裏打ちがあるかといふと、多少その辺にはハンディはあるのではないかと、少くも思ひますが、そういうような客観情勢の変化と見合つて、はなはだ抽象的でございますが、両者の分野調整といふものも、私どもも考えていきたいといふことではございまして、やや抽象的でございますが、御了承いただきたいと思ひます。

それから、単協を無視して、今回の公庫資金なり私どもの運搬資金の融資は、それはいけなないことだといふことは先ほど申し上げたとおりでございます。したがつて、具体的には、単協の意見をどういふふうに反映したいかといふことは、今後農林省なり公庫ともいろいろ御連絡をいたしましたと思つておりますが、いさゝかここで考えつきましたことは、各府県の協議会等いろいろな協議をされる場合には、対象農家に關係する組合長等は、当然その會議に參照をして十分意見を聞くといふようなことも、一つの方法ではないかと思ひますし、要するに、単協を無視してはいかぬといふことは、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、対象農家を信連が直接、これの綜合指導はなかなかむずかしい。(角屋委員「農業団体も含めて、両方含めてちよつと意見を聞きたい」と呼ぶ)ああ、そうですか。綜合指導の点でございますが、私どもではいまテストケースでございまして、岩手県と宮崎県には、農業金融センターとか農業経営相談室といふのを設けまして、信連と一体となりまして、酪農なり果樹等の當農指導をやりながら、それに即した金融をやつておるといふような状況でありまして、各県の御要望なり準備ができてまいりますれば、そういう行き方を漸次拡充してまいりたいといふことが一つの考え方でありまして、それから、各

支所に全部これを配置することは困難だろうと存じますけれども、たとへば、九州の博多の私のほうの支所のように、酪農なり果樹なりあるいは林業等の専門家を各連絡所には配置をいたしまして、それが管内のそういう向きにそれぞれの指導に回るといふようなことも、一つの方法ではないかと思つておるのであります。

しかし、やはり結論は、単協があくまで當農指導の責任は持つべきではないかと思ひまして、そういう意味の関連で、今回の融資については、単協の意見を事前にとくにお聞きをするということが根本ではないか、こういふふうに考えております。

その次の、中金の関連産業融資等についての御指摘でございますが、これは私も一昨年の暮れに参りまして、ともかくあつたやうな問題の善後処置、具体的に申し上げますれば、融資はすでにされたものでございまして、この債権の回収管理にともかく全力を尽くすといふこと、それから、今後再びさうなことが起きないやうに機構の整備と、われわれの心の持ち方についてできるだけの努力をいたしておるつもりでございます。

大体問題の点につきましては、いろいろその後努力をいたしまして、大体の見通しもつきつたやうな状況でございますが、私の行きましたときの感じは、お話しございましたやうに、農山漁村の血とあふらの結晶である零細な、貴重な金を預つておるといふ意識が、どうも欠けておるのではないかと、いろいろことを痛感いたしております。具体的に言いますれば協同組合精神、私どもが農山漁家に奉仕をするという意識が、どうも希薄な感じがいたしましたので、私は、就任当初も強くこれを部内に訴えた次第でございますし、また全職員に對しまして、そういう向きを望むといふ、このくらのパンフレットをつくりまして、これを配付をいたしました。東京の職員には直接私も、要するに、バックボーンとして協同組合の精神を常に持つておれば、そういうやうなことは起

こらぬであらうという趣旨を強く申し上げてゐるわけでありまして。

また、具体的な内部機構といたしまして、中金法の法律の問題にも若干、これは今後触れていくことだと思ひますが、法律上は理事長ワンマンといふやうな体制にもなつておるやうでございます。しかし、それではならぬわけでございますので、もちろん、最終責任は私に帰属するわけでございますが、たゞさんの理事なり、部長なり、課長なり、支所長なりがあるわけでありまして、それに権限を正式に委譲いたしまして、その範囲内で責任をもつて仕事をやつてもらふといふ、そういう権限の明確化をはかつたということが第一点でございます。

それから、関連産業融資も五千億といふやうな相当大きな融資でございますが、一般の金融機関に匹敵するやうな融資の実態でございますので、いたしたわけでありまして、従来、農業関係は相當の関連産業がございまして、これが一つの部でやつておりましたものを二つの部に分けまして、融資分量の適正化をはかつたということが第一点でございます。それからもう一つは、審査機能を特に強化をした点でございます。この金融機関におきまして、融資の部とこれをチェックする審査部がありまして、両方の意見が合はぬ限りは融資ができませんといふことでございまして、従来、その審査機能が非常にウィークな感じがいたしましたのでございまして、したがつて、融資部でいいと言ひまして、審査部でノーと言ふ場合には絶対貸し付けはできないといふ意味のダブルチェックのシステムを確立いたしました。また企業の特

来の企業の見通しなり判断等についても、専門的な知識なり勉強をいたしたい意味の、そういう課も設けたやうな次第でございます。要するに、機能のそういうやうな全体の知識経験を活用して、誤つておること、間違つたことが防止できるやう

な内部体制を整備いたしていく。それから、何としましてもやはり心の持ち方ではないかと思ひるのでございまして、農山漁家に奉仕するといひますから、ややもしますと、そういう意識が希薄になりがちでございますので、そういう点は引き続き、要するにバックボーンとしては常に農山漁家に奉仕をするという意識を忘れないといふことは、今後常に堅持してまいりたいと思ひわけでございます。まして、今後はそういうことは絶対に起きないやうに最善の措置を講じまして、責任をとりたいと思ひます。

それから、担保問題につきましては、現在まだできておりません農産物の価格安定政策なり、あるいは共済保険の対象の拡充といふことで申し上げたわけでございますけれども、概して私のほうの運搬資金につきましては、やはり系統販売といふやうな、農産物がその農協を通じて共販されるというやうな、やはり農協本来の機能をリンクしていくことが、一番担保としては有効ではないかと思ふのでありますが、先ほど言つたやうな自然を相手の農業でございますので、共済保険なり価格の安定の面につきましては、今後ひとつ御高配をいただきたいといふことでございます。

○角屋委員 あとに質問を残します。

○足立委員長 神田大作君。

○神田(大)委員 もう時間がないようですから、簡単に御質問申し上げます。

実は、この農村金融については相當問題がありまして、十分や二十分ではどうしてもこれは無理なことだから、委員長、ゆつくりやはりこの問題を掘り下げる機会を今度つくつてもらいたいと思ひます。十二時に帰りますと言われたものでは、こつちも悪いやうな気がするからやれませんが、ひとつそういう機会をつくつていただきたい。

○足立委員長 まことに恐縮ですが、きょうはひとつポイントだけをお願いいたします。

〔委員長退席、鹿野委員長代理着席〕

○神田(大)委員 片柳さんは遠慮深く申されましが、公庫金融と組合金融とが、最近では、公庫金融のほうが農村金融の大宗をなして、組合金融が押しやられていくなかっこうになってきつた。だから膨大な資金を持って、結局、ほかのほうの融資にあせっていくからあつた間違ひが起るのだ。これを政府は、先ほども申されまして、利子補給金を出して、これを十分に活用する方法をとるべきだと思ひます。これは政府においてもよくお考えを願ひたいと思ひますが、この点について、農林中金としては、非常にそつちが点で公庫との関係において困つてゐる点があるだらうと思ひますが、その点、ひとつ率直に御答弁願ひます。

○片柳参考人 いま神田先生の御指摘の線で、できるだけ今後とも勘案してまいりたいと思つておりますが、具体的に申し上げれば、いま問題になっておりますこの公庫資金と系統の近代化資金とは、全部ではございせんが、相当重複してゐる点があるわけではございまして、運用面でそれは適当な調整はしておりますけれども、この辺も本来からすれば、権限が重複してもいけませんし、また空白ができて困るということでもございまして、この辺は、ひとつ組合金融の実力に応じて、率直に申し上げれば、逐次近代化資金というものを補充してよろしいのではないかと、私、個人の考えであります。

○神田(大)委員 それから今度の総合融資でもって、単協を一応書類上は通るか通らぬかわからぬが、信連が貸し付けの責任者になるようでありましたが、これも先ほど片柳さんが遠慮深く申されましが、私は、これは大きな間違いだと思ひます。系統金融、たとえば農業協同組合の育成強化の面からいっても、単協をないがしろにして、二段階の信連を通してやるというより、これは、これは単協の経営面から申しましても、またその機能から申しましても、これはいままでもかつてないことですね。いままでの金融でもって、単協を通さずし

て信連でやるということはない。単協が直接の機能がないという場合には、信連がかわつてこれを行なうということはありませんけれども、初めから信連を通して、単協はただ書類だけ、申し込みだけをやるというより、こういう制度は組合金融をそこなうことになりまして、農協運動をそこなうということになります。農協運動というのは、単協が強くなつて初めて農協の力というものが出てくるのです。単協を弱めるようなそういう金融のやり方は、われわれは絶対に承服できない。その点について、系統機関の重大な責任者である片柳さんも、これからの農協運動の立場に立つて、正しいあり方を指摘してこれは調整してもらいたい、こういうふうに考えるのですが、重ねて御説明を願ひます。

○片柳参考人 この辺は、先ほども申し上げたのでございまして、単協あつての信連であり、私どもの金庫でございまして、基礎である単協を無視するわけにはいかぬわけではございまして、今後の運用のしかたは、とくと農林省なり公庫と打ち合わせをしていきたいと思つておりますが、あるいは妥協的なところがあるかもしれせんが、信連から単協にさらに委託をする。これは私も、単協が相当の資金量があつて、単協の資金を運搬資金として活用できる場合には、それを優先的に活用していいのではないかと、その辺は、ひとつ信連と単協でよく話し合ひをいたしまして、やはり単協の機能をできるだけ活用できるようなときには、農林省なり公庫と今後、具体的な要綱等の問題でございまして、全部御趣旨に沿ひかどうかわかりませんが、考え方としては、単協あつての信連、中金であるという意識は同感でございまして、そういう線で、今後できるだけ折衝していきたいと思ひます。

○神田(大)委員 時間がありませんから、これだけついでです。
○野野委員長代理 片柳参考人は用事があるそうですから……。どうも御苦勞さまでした。
それでは引き続きお二人の参考人に質問を続け

ることにいたします。中村時雄君。
○中村(時)委員 加藤先生と佐伯先生には、実は貴重な時間をいただき、また御高説を拝聴し、ありがたうございました。私も、この金融制度そのものは、これは一つの大きな意義を持つものだが、こういうふうに考えておるわけなんです。しかし、実際問題として、いままでの農業政策の上から見ますと、へたをするところの金融制度そのものが孤立をしていくようになつて、そういう傾向が出てきてはしないか。あるいはその結果として地方において、金があるからというので、在来行なわれてゐるような強制的な姿になつて運用されてくるおそれすら出はしないか、こういうことを危惧するわけなんです。

御承知のように、農業基本法ができて以来構造改善、その後進んで構造改善事業、それから今般の構造政策、こういうふうな三段階に分かれて、そのつどそのつど失敗の結果がこういふ生まれ方を生じてきておる。そして今度の構造政策の中においては、やつと土地問題に手を入れてみようとか、あるいは酪農振興を中心と考えてみようとか、あるいは畜産の中核から、その一つの別ワクとして、ワンセットとしてこういふ金融制度をつくつてみようじゃないか、こういう方向に生まれてきたものだらうというふうに推定できるわけなんです。

そこで考えられるのは、少なくとも農業というものは、土地と資本と労働、こう考えられてきた場合に、資本という金融制度だけは前向いた。ところが、それに伴うところの土地条件というもの、依然として放任主義のようになつておる。かりに今度の土地制度ができたとしても、おそらく流動化されていく、わずかな数量のものに対する対象になるのではないと思はれる。そうすると、土地制度への根本的なメスは入つていないと見るべきではないか。片方ではそういう条件があつて、もう一方のほうではいま言った構造改善事業をやつてきた。実際は専業農家をつくらうと思つてやつてきた。その一つの例が農地

管理事業である。戦艦大和が前向いたけれども、付帯的なものが何もなければ沈んでしまふ。そういう形になつて、何一つとしてその効果は生まれてこなかった。そうすると、労働のほうも専業農家をつくらうといふながら、実際専業農家のほうでぐんぐん前向いてしまつておる。にもかかわらず、この制度をまた取り上げようとする。おそらくいまのような考え方でいくと、やはりある特定の連中が中心になつてしまつて、そして実際の兼業農家ではなくて、専業農家を中心にものを考えていかざるを得ないという立場からこれが生まれてくるのではないか、こういうふう

に考えられてくるのです。
私が、どうしてそういうことを危惧するかという、先ほど佐伯先生もおっしゃられたように、これに対する条件ですね。この条件が、若い層、あるいは能力のある者、あるいは家族労働がちゃんとできている者、将来農業として自立ができる者、そういう条件が基本的になつてきておる。そうすると、いまの土地の条件を当てはめてみた場合に、実際に一家族五人の労働量を最高に見ても、自分だけの力によつて完全燃焼の労働はできないと思ひます。そうすると、労働の生産性の向上というものは、何らか別の角度で取り上げなければならぬという基本的な課題が出てくると思ひます。その基本的な問題との関連なくして、この金融制度だけを前向かしてしまつたならば、先ほど言った孤立するかつこうになつて生まれてきかないか。孤立すると、せっかく制度をつくつたものから、どうしてもこれは何とかしなければならぬということになると、強制的な姿がまた生まれてくる。こういうふうには私は考えられるおそれがあるわけなんです。このおそれが、ただおそれだけで済めばいいです。ところが、過去の農林省における農業政策の基本というものが、関連性が総合的にできていないから、やはり依然としてそういう危惧を私は生むわけなんです。そういう立場で両先生の、これが危惧で終わるかどうか、ひとつ推察を御答弁願ひたいと思ひます。

○加藤参考人 お説のとおりだと思ふ点は十分あると思ふのです。しかし、私が申しましたように、現在全部が兼業化するような動きを示しておられますけれども、ごく少数の農家は、非常にやる気を持ってゐるのではないかと。それから、農地の流動化は非常に大きな問題ですけれども、これもだんだん流動化しつつあるという傾向もある。たとえば、北海道は内地に比べて流動化の率が高いとか、それから東北あたりでは、最近ブルドーザーとか、水を揚げるポンプアップの技術というものが進みまして、かなりの平たい土地で何百町歩もあるようなところが、どんどん開田が進んでゐるというところがあるのではないかと。さしたつては、初年度は一千戸というよりなことで、それから、県で割つてみますと一県あたり二十戸というふうなことになるわけですから、そういうふうな農家がないわけではない。

それから、少数であるからといってこの制度が必要ではないという理由はないといふことを私が申しましたのは、経済の発展といふのはみんな並行的に、同時に同じテンポで動くのではなくて、まず進んだ農家が動いて、それがサンプルになつて波及していくのだ。実際の経済の発展といふのはそういうものではないか。そういう意味で私が御紹介しました、たとえば神谷教授の計算結果で見ますと、農家の戸数が百二十万戸というふうに減つてきて、そして専業農家といふのは十六万戸ぐらゐですか、そしてその一戸当たりが、もし第一種兼業農家、第二種兼業農家といふものの農家の経営規模が現在程度であるとして、そして耕地を全部利用するとすると、そういう専業農家は、一戸当たり三十何町歩というより大農家になつてくるといふような計算になつておる。現在の動きといふものを単純に引き伸ばしていくと、すでにそういう大きな潮流があるといふことです。そういうときがきたときに、あつて新しい制度をつくつてもうまくはいかないので、いまからやほりそういう情勢に備えて、そのときの日本の食糧の自給体制といふよりなものを考えた上で、こう

いう制度といふものはやはり重要な意味があるのではないかと。私に申し上げておるわけでありませう。

○佐伯参考人 ただいまの御意見のとおりでありまして、私は危惧があるというよりも、むしろもっと強く、そういう可能性がかなりあるのではないかと。いふに考えます。お答えはそれだけで済むのかと思ひますけれども、それに関連して若干の私の意見、感想を述べてみたいと思ひます。

一つは、総合資金制度に限りませんが、最近の政府の制度金融のいじり方が、ややショートタームに過ぎるのではないかと感じました。金融といふのは、おそろくその一つの制度ができました場合に、その功罪といふのは、十年ないし二十年をたつてみなければわからぬのではないかと、そういう性格のものであると思ひます。ところが、最近のように金融農政が非常に突つ走りまして、ほとんど毎年のごとく制度金融が少しずつ変わつていくといふのでは、どうも金融として一つの制度の功罪が定まらないうちに新しい制度ができて、全体としての体系なり政策的なねらいがますます混乱していき、そういう形におちいついていくのではないかと印象が強いわけですが。

もう一つの点は、おそろくいまの御質問に関連したことになると思ひますけれども、日本の場合に、構造政策といふのをどう考えたいかといふ問題に関連するわけです。といひますのは、私の率直な印象を申し上げますと、どうも日本で構造政策とかあるいは構造改善といった場合、これまでところは、あまりにも西歐模倣的なイメージで言われ過ぎてゐるのではないかと。つまり、ドイツなりフランスなり三十ヘクタールの経営ができるとなるとそこにしほつていく、そういうイメージを直ちに日本の農業に押しつけて、日本の立経営といふのは十町歩である、そういうイメージ

を考へられ過ぎてゐるのではないかと。気がいたします。しかし、現実からいいますと、それが、個別農家としてできる可能性はない。おそろく十年たつてもできないのではないかと。思ひます。

したがいまして、かなり具体的に言ひますが、農業の類型別にあるいは地域別に、たとえば畜産の場合ですと、個別経営の規模拡大といふことで自立経営の発展ができる。しかし水稲の場合には、おそろくそういう形では自立経営ができません。可能性はいまのところない。むしろ個別経営の規模拡大もつこうですけれども、それと同時に新しい協業組織といひますか、社会的な資本、そういうものが基本的な政策だけをバックアップしていき、そういう二重構造の中で自立経営的なものをつくつていく、そういうふうな考えなければいけないと思ひます。もちろん、いろいろな作物によつて違ひますけれども、そういう形でもって日本の現実即ち自立経営の目標を設定しない、どうも抽象的な議論倒れになつてしまふ可能性があるような印象を持っております。

それからもう一つの点は、自立経営育成政策とか構造政策といふのは、いわば総合政策でありませうから、総合政策としての各政策のバランスがなければいけないのだと思ひます。ところが、いまの状態を考へますと、総合資金制度が非常に思ひ切つた形でもつて突つ走つてゐる。ところが農地制度なりあるいは労働力政策なり、あるいは技術政策といふものが、むしろかなりおくれであるといふ。そういうアンバランスが非常に大きいのではないかと。構造政策を進めることは賛成ですけれども、そういういろいろな手順なり目標なりを具体的に考へなければ、どうもうまくいかなないのではないかと印象を持っております。

○中村(時)委員 いま加藤先生のおっしゃつた、たとえば土地の流動化の問題、そういうことはよくわかるのです。あるいは経済におけるところの

そういう専門的な一つの取り上げ方、それもわかる。ところが、先生のお話を聞いておきますと、要するに兼業農家と専業農家といふものとをわけてフアクターを置いてきつちりと当てはめようという考へ方を持つていらつしやるかどうか。

それからもう一点は、農業といふものは一つの周期があるわけですからある時期からある時期まではとれない。その間といふものは、やはり資本利子といふものは寝かざなければならぬ。そういう周期がある上に持つてきて、自然を対象にしてゐるから非常に危険性を伴つてゐるわけですが。だから、その危険性の伴つてゐる農業に対して八百万円から八百萬円の投下をしていくわけですから、そうすると、それに伴つてゐる担保物件の問題、先ほど角屋君もちよつとおつしやいましたけれども、そういう問題が非常に大きな問題として出てくると私は思ひます。そういう立場をとると、やはり特定の個人たちが中心になるようなおそれすら生まれてくるのではないかと。いふに考へられるのです。

そこで、たとえば土地の流動化といひまして、これは東北、北海道が中心であつて、ほかの地域といふものは微々たるものなんです。そういうような観点から、集団農場的な一つの構想を先生は持つていらつしやるのじゃないか、いまのお話の中から私はこゝろに受けて取つたのです。そういうふうな面から見て、政府のほうの考へ方としては、一応専業農家をつくつていきたいという基本条件を持つてゐるに違ひない。ところが、実際片一方のほうで兼業農家を認めるといふ行き方をとるならば、当然それは集団農場的な形式の形態が生まれてくるであらう、こゝろに考へられるわけなんです。集団農場をやろうとして、今度は一つの、何といひますか、組み立てによつてやつてみようという制度ですか、そういう場合に、いま言つたように、一つの周期、自然を対象にする危険性、そういう立場において考へていくと、どうしてもその中には特定のものがやはり中心にならざるを得ないのじゃないかといふ

ふりな第二点の疑問が生まれてくるわけなんです
が、これに対してどういうお考えでしょうか。

○加藤参考人 第一の点なんですけれども、専業農家と兼業農家というものと、はっきり二つの階層が分かれておりまして、そして土地は別として、農業に雇用されている労働にしまして、資本にしまして、生産性は大規模な専業農家のほうが高い。そういうわけですから、もし農業における資源の流動化が進みまして、そして専業農家のほうにそれが集中するならば、与えられた資源においての生産というものはますます増大するわけなんです。これはやはり食糧の価格の問題あるいは需給の問題からすると望ましいわけなんです。

それでは兼業のほうはどうするのかといいますが、私が最初に申しましたように、道路をよくしまして、そして兼業農家が家庭での食糧の自家消費とあるいは家庭菜園程度のものであれば、しかし所得の大半は農外所得として、都市に通勤することによって得るといふような機会をつくれば、そういう土地持ち労働者としての社会的な安定性というものは、農業の持つていける重要な機能でございますが、それは十分保持されるのじゃないか、こう思うわけでございます。そういう意味で、やはりこの制度は、特定の農家層をねらったものであるということをはつきりしておく必要があるのじゃないか、こう思うわけがあります。

これは事実問題として、現在の農業労働者の動きというものを引き伸ばしていきまして、将来そういう事態がくるというのを考えた上で、いまからそれに備えなければならぬだろうと言っておるわけでございます。たとえば、農林省の生産費調査なんか見まして、あるいは乳牛なんかにしまして、一頭、二頭、三頭というように、最初は五頭どまりで、五頭以上ふやすと、一体どの辺で生産費が下がっていった、どこでまた再び上がるのかどうかという見通しは全然なかったわけでございます。わが国の畜産というものの歴史が浅いからです。それから同時に、いままでには産業としての農業として考えられなかった、

もっぱら就業としての農業、雇用の場として考えられたということから、あまり大規模経営というところに念頭を置いてないために、そういう調査統計資料というものが不整備であった。しかし、今後の経済の過程で、そういう大規模経営によって生産費を安くしなければならぬというよりな立場に立つて、そして五頭以上という一括してやっていると、またあと十何頭くらいですか、さらにそこら辺が生産費が下がっていくというふうなことがわかったわけでございます。そういうふうに、わが国はおしなべて現在零細経営なんですけれども、一体日本の農民の能力、つまり優秀な能力を持つていける農民、その中でも、特にすぐれてやう気のある若い後継者があるところが、一体どのくらい規模まで拡張し得るかすらわかっていない。それは、一つは制度が整備されていないという点にもあるのではないかと意味で、非常に長い視点に立つて考えようという、政策というものはやはりそういう要素を持たなければならぬと思うのです。

ところが現在、第二点になりますけれども、圧倒的多数が兼業農家でございます。現在の物価騰貴の情勢のもとでは、インフレヘッジとしてやはり農地を手放さないということがありまして、そして兼業農家も、やはり農地を手放さないで保有しておるわけがあります。そして農地を委託に出す場合でも、オペレーターなどの技術を持つていける人たちに對する支払いは非常に低くて、そして地代に對する要求が非常に高いという状態でございます。ところが、第二種兼業農家の中でも、若いときから出ておいて、そしてそこでもかなり長期の期間にわたって農業以外の会社に働いてい

る場合には、だんだんそこで、やはり年功序列で給与水準が上がってきますと、そのうちに農業に帰ってくる意欲がなくなる。帰れるだけの体力がなくなる。同時に、そこにおける所得水準が上がるわけですから、地代に對して期待する報酬というものも、現在のように、それほど高いものではない

くなるであらう。そういうふうになった場合に初めて、それらの人から委託された土地を引き受けてやっていける人たちが、満足できるような高い報酬でもってやっていけるのではないかと。だから現在には過渡的に、そういう意味で協業経営というものはありますけれども、しかし、それは将来はやはりまた分化していくのではないかと、こういふふうに考えているわけでございます。

○中村(時)委員 どうもありがとうございます。実はいまのお話は非常に重要な問題なんです。おそろくそこまできれば、投下労働賃金の問題であるとかいろいろ問題が基本的に出てくると私は思うのです。それが解決しない限りは、日本の農業の政策の転換はできないというふうなまでに極論していいのではないかと私は思う。

そこで、ひとつ最後にお願ひしておきたいのは、いま言ったような方法を考えますと、たとえば、自給率の問題あるいはそれに伴ういろいろなファクターの問題が出てくると思うのです。そういう問題は、また何かの機会に十分いろいろお話を伺いたい、こう思っております。きょうはほんとうにありがとうございました。

○鹿野委員長代理 角屋君。

○角屋委員 だいぶ時間も過ぎておりますので、簡潔に両参考人にお伺いをいたしたいと思ひます。

先ほど片柳参考人のときにも申し上げたのですけれども、今度の農林漁業金融公庫法の一部改正は、総合融資制度に関する問題が一つの柱、市場近代化に関連した新しい融資の道をつくるという問題と、二つの柱があるわけなんです。もし御意見がありましたら、市場近代化のほうの点について、簡単に両参考人から御意見を承っておきたいと思ひます。

○佐伯参考人 私、全然知りませんので、ほんの抽象的なことしかお答えできないのですが、どうも流通改善ということが一般にかなり重要な柱としていわれているわりに、進んでいないという印象が強いわけです。どうも一番の問題は、流通改

善をやる場合のビジョンといえますか、基本的な方向づけができていないのではないかと。その上、しかもかなりばらばらにそれぞれ孤立的な政策が行なわれていることが、流通政策全体として非常にテンポをおくらしているのではないかと、そういう印象を持っております。非常に抽象的なことで申しわけございません。

○角屋委員 わかりました。御質問申し上げる点は、御説明いただく段になりますと、相当時間がかかるような問題に触れるわけですから、簡潔でけっこうでございます。

次に、農林金融の問題では、いわゆる制度金融、系統金融の交通整理問題があります。内容には深く触れませんが、しばしばそういうことが議論される。同時に系統金融の場合も、いまの三段階制問題というのが議論になったわけですが、お二人とも学者でございますので、農林金融、特に系統と制度金融との交通整理、あるいは相当資金量を持つてきた系統の三段階制というものを、どういふふうな意見として持つておられるか、両参考人にお伺ひしたい。

○加藤参考人 政府金融機関でございますから、民間の金融機関を補完するというのがたてまえでございます。ですから、できるならばそういう交通整理というものは行なつたほうがよいと思うわけなんです。しかし、農業の場合は、御存じのように一般的に非競争的な要素というのが非常に強いわけでございます。まして、若干の競争というものはあってもいいんじゃないか、こういうふうに私は考えております。

それから同時に、政府金融機関あるいは民間金融機関ということ以外に、政府金融機関の場合は、長期金融機関でございますし、民間の金融機関は、農業に関する限りで申しますと、中期ないし短期の金融機関でございますから、おのずからその中におきましては、分野というものの分化というものが当然ある、こういうふうに考えております。それから三段階制でございますが、これは私の

書生論なんですけれども、ああいう制度ができましたのは、要するに明治、大正の期における日本の経済の発展情勢なりあるいは交通事情なりに基づいてゐるわけでございます。今日、それが必ずしも適正な制度であるとは私は思つてないわけでございます。その点は、やはり合理化してコストを下げるということが非常に必要なんじゃないか、こう思つております。

○佐伯参考人 あまりたいしたことは言えないんですけれども、おそらく交通整理問題の発端には、公庫資金と系統資金の交差という問題がある。系統のほうからいいますと、先ほど片柳理事長もおっしゃいましたけれども、資金量が豊富になつて近代化資金ができ、中期融資までできるという情勢ができた。他方公庫からいいますと、政策が積極化して、いわば当初の公共的な資金だけではなくて、かなり政策に密着した長期、中期の政策資金まで供給する、そういうふうに変つてきた。その二つの基本的な変化の上に交通整理問題が激化してゐるのだらうと思ひます。おそろくその問題は、近代化資金をどう位置づけるかという問題として、その限界なりあるいはその一定の役割なりをこまかに追及すれば、おのずから大体的見当はつくのではないかと、私はそういう感じを持っております。

それから系統三段制については、おそらくいまの段階で、一挙に二段制にしたほうが合理的だという議論はできないだらうと思ひますし、いまの三段制がそのまま全部合理的だということもできないだらうと思ひます。少なくともいま程度の行政組織なり、あるいは農民層の分解なり、あるいは農協合併、単協合併の推進状況を前提にした場合に、ある場合においては、事業の運用として二段制的に運用するというのが、かなり合理的だという面も指摘できるわけですが、そういうものは、いわゆるケース・バイ・ケース的に処理していく、いわば機能論として合理化していく、しかし、さしあたりの措置としては三段制的に運用していく、そういう形で調和をはかる以外にないの

ではないかという感じがしております。
○角屋委員 日本の農業金融を考へる場合には、前にもこの国会で議論したことがございますが、欧米各国の先進国のこの種金融制度の現状、あるいはそこから何を日本の条件において引き出すか、こういうことで、主要国の若干のデータをなにしただけですが、特にそういう点で、諸外国の農業金融の中で、日本の農業金融のこれからの政策裏づけについて、こういう点はやはり学んで取り入れてはどうかということがあれば、それをお伺いしたいと思ひます。

〔鹿野委員長代理退席、委員長着席〕

同時に、先ほど来問題になつております八百万融資、あるいは運搬資金を含めれば一千万円をこえるかもしれないことが出てくるだらうという場合に、担保問題というものが現実にはやはり問題になつてくる。たとえば、アメリカの場合でいえば、佐伯参考人のほうからもお話しのように、農家更生管理局、FHAの融資制度というのがございまして、また農地の担保問題に關連して、たとえば、イギリスの場合には農業抵当公社、AMC、これは建物もありまうけれども、農地を担保物件の中に導入するといふような形、あるいはフランスにおいては、フランス不動産抵当銀行の中では、土地といふものを抵当として貸し付けを行なうといふように、各国でも農地担保問題がそれぞれ取り上げられてゐるわけです。日本の条件で、担保対象として諸外国でも取り入れられてゐるようなものが現実には可能であり、またやるべきであるという御意見なのか、あるいはこういふ前提条件を整備しなければならぬか困難であるという御意見なのか、承りたい。

もう一回申し上げますが、諸外国の農林金融の中から、日本の教訓としてこれを導入して採用してはどうかという点があれば、その点お伺ひしたいと思ひますし、また担保力の強化という面で、農地の問題等を含めて、日本の条件においてどういふふうに考へておるか、この点ひとつお伺ひしたいと思ひます。

○加藤参考人 諸外国と申ししましても、私は実はあまり外国のことは知らないわけでありまして、私が見聞してゐるのはアメリカぐらいなものであります。アメリカの場合に、私が一番日本に参りになるかと思ひましたのは、先ほど佐伯さんか御紹介がありましたFHAでありまして、しかし、FHAの場合は、貸し付けの委員会というものが末端に、カウンティ、郡にありまして、そこでは役人でございますが、あとの二人はその地方の名望のある大農場主でございまして、その大農場主が、自分が現に経営してゐるわけでございますから、やはり研究機関なんかにはいたらず、あるいは役所にいるような目で見てゐるのと違つたセンスがありまうから、その点から、非常に忌憚のない意見を借り入れ申し込み者に対してすげすけ言つて、たとえば、トラクターを貸したいといふような場合でも、トラクターも必要かもしれないけれども、むしろそれ以上に、土地の規模がこの地方における営農類型からいへば適正規模以下であると考えた場合には、むしろ土地を貸さない、そのかわりに土地の買付けの資金を出しましう。それから、農家はどうしても家庭と企業とが密接に結びついてゐるわけでございますから、たとえば台所の設備なんかが悪くて、こういうふうな状態では、農業にも十分勤勞の能率をあげるということができないといふふうに判断した場合は、そういう生活改善の資金をむしろ貸すという資金制度の場合がさういふものであらうと思ひますけれども、むしろ農家を伸ばすように、農家の資金需要を、遠慮して言わないのをむしろ発掘してやるとか、あるいは自分の目でさういふ問題点を見出して解決してやる、こういうふうな考え方をとつてゐるわけでございます。その点が参考になるのではないかと、私はさういふふうに考へるわけでございます。

それから、かなり巨額な金になるものですか、当然担保の問題がありますが、やはりそれだけの金を投じますと、それによつて農家の手に入つたものが当然担保になるのではないかと思ひますし、それから、当然農家としましてはさういふ返済の可能性というものを考へて自分の計画を立ててゐるわけでございますから、その点は融資コンサルタントなり、あるいは融資協議会で十分検討すれば、全然解決のできない問題ではないのではなからうか。日本の場合は、外国のように農場としてまとまつたものがないということが確かに大きな問題でございまして、たとえば、北海道の場合でございまして、東北なんかで最近出てゐるものは、五町歩だとか四町歩だとかいふものがかなり一カ所にまとまつたものが出てきてゐるわけですから、さういふ点から、むしろさういふ制度というものを育てるべきではないかと思ひうわけでありまして。

それから、これは単なる思ひつきなのでございまして、融資保険の問題がここに出ておりましたけれども、確かに政府資金を貸す場合ですから、それにまた保険をかけるというのとはどうかという問題があると思ひますけれども、しかし、現在の公庫の資金の源泉を考へてみますと、むしろ出資金よりも借り入れ金が多くて、借り入れ金といふものは、要するに郵便貯金といふものを源泉にしてゐるわけでありまして、これはやはり任意貯蓄でありますから、さういふものに対しては、相当保険をかけるということも考へられるのではないかと、これはやはり法律の問題にもなりまして、他の金融制度とのバランスということもありますから、この資金についてだけどうということじゃなく、やはり研究の余地があるのではないかとさういふふうに考へております。

○佐伯参考人 諸外国との比較という点について、非常に大ざっぱな印象を申し上げますと、いまの日本の農業金融の段階では、もはや諸外国に学ばべき何ものもないのじゃないかといふふうに私は考へております。といひますのは、確かにイギリスの場合は農業抵当公社がありますし、あるいはドイツにおいても、いろいろな政策的な不動産

銀行があり、あるいは農業レンテン銀行がありま
す。アメリカについても政策的な金融が展開され
ております。しかし、農業金融全体に占める地位
という点から見ると、イギリスでは一〇〇%足ら
ず、ドイツでは、正確にはわかりませんが、それ
も、おそらく三割から四割程度、アメリカに至つて
も三割程度というところで、それ以外は依然と
して個人的金融なりあるいは商業銀行による金融
なりというものが行なわれている。これに対して
日本の場合には、八割ないし九割がすでに系統金
融あるいは制度金融というものが行なわれてい
る。そこまで日本の農業金融というものは発展し
たのです。その点から見ると、世界で最も進歩
しているのが日本の金融制度だといふふうに思っ
ております。逆にまた後進国の場合ですと、依然
として高利貸し金融が盛んで、制度金融がなか
か入らぬといふことで、そういう点から見ると、
日本は農業金融制度というものは、いわば国
家まるがかえに近しいような進歩した金融であつ
て、ほかの国から特に学ぶべきものは何もないん
じゃないかといふふうに私は考へております。

それから、第二の抵当についてでありますけれ
ども、いい考へといふものはありませんけれど
も、おそらく一つは農地の問題だろうと思いま
す。いまの農地制度のもとでは、農地担保で貸す
場合に、農地の評価が時価に比べて非常に低くな
らざるを得ない。なかなかうまくいかない。それ
をいかに公正な評価をするかといふのが、一つの方
法かと思ひます。しかし、かりにそれをやりまし
ても、いま考へられておりますような八百万ある
いは一千万といふのは、とうてい不可能だろうと
思ひます。結局詰めていきたいと思います。いま加藤さん
がおっしゃいましたような、国家資金を出した場
合国家が保証する、そういうことがかりに可能だ
とすれば、一つの方法だと思ひます。それ無理
だといふことになりますれば、結局担保の方式を
やめるといふこと以外にはないのではないかと。やめ
るといふか、担保が足りなかつたら融資できない
といふこと、その規制をゆるめる。いわば国家自

身が国家の金を貸すわけですから、金融の形式
としてはやや不適格であつてもやむを得ず貸すの
だ、それは国家の責任だ、それで割り切る以外
に、最終的な解決はつけようがないという気が、
私個人としてはしてあります。

○角屋委員 以上で私の参考人に対する質問を終
わらせていただきます。ありがとうございます。

○足立委員長 以上で、参考人に対する質疑は終
了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ長時間にお
たり貴重な御意見をお聞かせいただきまして、ま
ことにありがとうございます。委員会を代表し
たしまして、厚く御礼申し上げます。

午後二時に再開することとし、これにて休憩
いたします。

午後零時四十五分休憩

午後二時十七分開議

○足立委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

午前中に引き続き質疑を行ないました。樋上新一
君。

○樋上委員 私は、中央卸売市場制度の問題につ
きまして、いろいろたくさんございまして、けれ
ども、特に大臣にお伺いしたいところを抜粋しまし
て、与えられた二十分間にまとめたいと思ひま
す。

物価安定のために流通機構の合理化、近代化が
必要であると政府はいつておりますが、生鮮食料
品その他の値上りの傾向にある今日、具体的に
はどういう対策をお持ちになっておりますか。

○西村国務大臣 生鮮食料品の流通の近代化、こ
れをやることによつて価格安定をはかりたいとい
うことで、政府といたしまして、予算面ある
いは融資面で毎年この拡充につとめておりま
す。四十三年度におきましてもこの安定をはかり
たい、そういう意味で、生鮮食料品の集配の拠点

でございます卸売市場につきましては、中央卸売
市場の計画的な開設、整備、国の補助金の大幅な
増額で、御存じのとおり四十三年度十三億五千六
百万円というふうに増額をいたしております。も
う一つは、地方卸売市場の整備、これも計画的な
整備をする。そこで拠点的な公設市場、これに対
しましては国の補助を六千万円でありまして、そ
れから地方市場の大部分が民営でございまして
で、それにつきましては近代化資金としての長期
低利資金を回したい、こういうことでございま
す。

さらに、生鮮食料品の流通全般にわたつて一貫
してその近代化を促進するために、生鮮食料品流
通近代化資金制度、卸売市場の施設整備、卸売業
者の経営の近代化に必要な資金について公庫資金
を確保する。それから食料品関係、小売業者の
経営の近代化に必要な資金につきまして、先般来
御議論願つておりますように、国民金融公庫から
特別の別枠と申しますか、百三十億円を長期低
利資金で融資を行なう、こういうようなことと、
あと少しこまかいことでございまして、主要都市
におきまして公設小売市場の設置について補助、そ
れからテレビその他を通じて――テレビでござ
いますか、これを通じて、家庭の消費者向けに
生鮮食料品の市況等の情報提供、こういうような
ことを予算面あるいは法制上御審議願つて推進
してまいりたい、こういうことでございまして。

○樋上委員 これまでの予算額はほんとうに微々
たるものである。補助金が三分の一とか五分の一
とか、地方自治体の財政難にもかかわらずきつめ
て低い補助率であり、これでは自治体としてもや
りようがないではないか。たとえば、大阪市の東
部市場は着工から完成までに十年もかかった。こ
れは大都市における市場整備がいかに財政負担に
なり困難であるかを、この例は端的に示している
のですが、政府はこのようなテンポで計画が行な
われていってもいいと考へるのか。それはいろいろ
なものがありますけれども、こういうテンポで
行なわれているといふことは、いかに地方財政が

逼迫しているかという問題なんです、大臣、ど
うなんでしょう。

○西村国務大臣 もちろん私も私としては、市場
というものが生産者はもちろん消費者、国民大衆
にとつて大事なものである、そういうことは十分
認識しております。特に私どもはいたしまして
も、流通経済の面で相当なウェイトが置かれるべ
く念願しておつたのであります。今回の農林省
の機構改正にあたりまして、流通部を新しく設
置する法案を皆さまに御審議願つておるような
状況でございます。したがって、今後こう
いった市場を中心とした、いわゆる生産者と消費
者の中間に立つて公共的使命を十分果たしてもら
うように、さらに今後とも力を注いでまいりたい
と思つております。

○樋上委員 補助率をもつと上げるといふ考へ
はございませんでしょうか。三分の二くらいにす
るというところで、業者もそういうことを願つてお
るのですが、この点はどうでしょう。

○西村国務大臣 その点につきましては、他の関
係もいろいろありますので局長からお答へ申し上げ
たいと思ひます。

○大和田政府委員 御指摘のように、中央卸売市
場の新設及び施設整備の補助金が三分の一でその
他が五分の一という状況でございまして、私も
ここ数年、たとえば補助対象の施設の拡大をはか
りましたり、あるいは単価のアップをいたしまし
たり相当な手を加えておりますので、ここ数年、
実質的な補助の割合はふえたといふふうにお考へ
いただいてよろしいかと思ひます。

いま御指摘のような高い補助率にいたしますこ
とは、公営企業にもあまり例がないことでござい
ますから、なかなかむずかしいと思ひますが、五
分の一あるいは三分の一で、これで絶対今後も押
していくといふつもりも私どももございませんで、
今後中央卸売市場法の改正等を契機にいたしまし
て、なお一段とくふう、検討をいたしたいと考へ
ております。

○大和田政府委員　関西で、大阪及び京都で御指摘のような問題があらうかと思ひます。むしろ御指摘の京都よりも大阪の新市場の開設をめぐつて、府と市とそれぞれのお立場の問題が現在あるやうでございます。私は、法律のたてまえから申しまして、かりに府が市場を開設するといつたしますれば、それは困るというこゝを農林省として言わなくてもいいというこゝでございます。府がやるか市がやるか、どつちがやるこゝが市場行政としてうまくやるかというこゝについて、私どもなりの意見は述べますし、また御指導もいたすつもりでございますが、府では開設者として適當ではないというふうに言わないつもりでございます。

○樋上委員　きのうも話が出たのですけれども、国営の問題ですね。これを国営にするかどうかという問題ですけれども、私は、国営がぐあいが悪ければ公団、事業団とかまた国有県営とか、くふりをすれば種々の考えがある、こう思うのです。現在のように大宮とか藤沢、小田原のようなベッドタウンの財政力のない市が、中途はんばな市場をばらばらにつくる、そういうのでは、国費や公費のむだづかいになるであらう。市場行政がマンネリズム化している現状を放置しておくのは、政府の重大な責任問題であると思いますが、これは大臣、どうお考えになりますか。

○西村国務大臣　昨日も出た御議論にも近いと思いますが、確かに市場だけでございませんで、広域行政圏としてあるいは住民が、東京で昼間働いてベッドタウンで消費をするとか、いろいろなそういう社会環境が変わってまいってきておる。また、出荷その他の関係もかなり変わってきておる。それから需要内容も変わってきておる。いろ

そこで、国営論というお考えも一つ出るわけ
でございます。ただ、この市場というものは、すで
に皆さん御存じのとおり、一つの経済行為が適所
適量なもの、そうして適正な値段をここで形成し
て流通をしていくという一つの経済行為の中心で
もあるわけでありますから、できるだけその経済
行為がスムーズに、円滑に動くということも大事
だろう。こういう点で、国という立場から握って
いくのがいいのかというと、いまの段階は、私と

もの立場としては、むしろできるだけ住民に近いところ、なじみやすいところを中心に、しかし広域経済でありますから、まわりの市町村その他と十分連携を保てるような方法を絶えずくふうしていただくながら情勢に合わせていくのが、市場行政としての運営の方向ではないか、こういうふうに考えるわけです。

○桶上委員　時間の關係上、話題を変えまして、卸売り業者の手数料について、現行制度の概要と、手数料率の算定の根拠はどこにあるのか。

○西村國務大臣　局長からお答えいたします。

○大和田政府委員　現在の卸売り人の手数料は、昭和三十八年九月に改定をいたしましたものでございますが、蔬菜が八分五厘、果実が七分、水産物は五分五厘というような定率手数料でございます。

この算定の根拠は、卸売り会社それぞれについて私ども経理等の監査をいたし、また報告をとっておるわけでございますから、卸売り会社が集荷するための費用、あるいは出荷者に対する奨励金

○橋上委員　卸売り業者の経理面から算定されたものですか。何をもとにしてはじいた料率か。周屋機能をはとんど果たしていない市場卸売り人に、このような高率の手数料は必要ではないのではないか。松野前農林大臣も、手数料が高いと指摘したが、この問題はその後どうなったのか。うわさによれば業界がもみ消しに働いた、それでさたやみになっているというが、現行料率が妥当というならば、その根拠を明らかにしてもらいたいと思うのです。

○大和田政府委員　先ほど申し上げました、三十八年の九月に手数料を改定いたしましたとき、その当時における経理状況を検討いたしましたして、手数料の引き下げを実施したわけでございます。また現在の段階におきまして、私ども手数料がはたして適正であるかどうかということにつきまして、絶えずそれを念頭に置いて、卸売り会社の経理についても検討いたしておるわけでございますが、ただいまの段階における経理状況において手数料の引き下げを行ないますことは、卸売り人にとって相当過酷に過ぎるのではないかという見解を持っております。

ただ、卸売り人といたしましては、荷物を引き、またこれを商う立場から、生産者に対する出荷奨励金なりあるいは買参人に対する買参交付金をそれぞれ交付いたしておるわけでございますが、その実態をながめてみまして、出荷者に対する奨励金の点において、多少これを増加することができないのではないかという感じを持つておるわけで、現在、生産者に対する出荷奨励金の増額、これはただ生産者に対して歩戻しをするということ

だけではございませんで、荷主が大型化し、また規格が整然とできるようにという、そういう配慮、また主要生産地を育成するという配慮で出荷奨励金を出すわけでございませんで、そういうものの増額について、現在検討中でございませんで。

○通上委員 次にお伺いしますが、生鮮食料品の規格の標準化を推進することによって、見本取引、情報取引が可能になると私は思うのです。これは現在アメリカ等で現にそうやっておるのですが、農林省はこういう点についてどのような努力をされておるか。また、四十三年度予算には、この施策がどのようなところまで盛り込まれていいますか。すべての現物を一カ所に持ち込んで、一つ一つせり方式で取引させるという非近代的なやり方では、市場機能は麻痺するのじゃないか。取引方法について、抜本的な改革をしなければならぬ時代に來たのではないだろうか。たとえば、冷凍魚やコールドチェーン化した青果や食肉を、常温の市場でさらして取引させるといふことは、全くナシセンスではないだろうか。市場規則では、当日入荷したものはいかに大量でも、全部即日売り切れることをたてまえておるが、出荷の調整が完全にできていない今日、入荷したものを何でも全部完全に売るためにせりにかけることは、経済の原則を無視した考え方であると思ふ。冷蔵設備もできた今日、大体の需要量に見合った数量を上場するとかの措置があつてよいのではないだろうか。こういうことについて、大臣はいかが考えられますか。

○西村国務大臣 先ほど申し上げましたように、社会環境あるいは経済環境、特にただいまのは経済環境でございませんで、変わつてまいつておることは事実でございませんで。冷凍あるいはコールドチェーンその他が発達してまいりまして、したがって見本取引といったものにつきましては、できるだけわれわれは入れてまいらねばならぬ。ただ、情報取引等につきまして、いわゆる生鮮食料品にはたしてそういうものがたつとマッチするかどうか、こういう点については、まだ大いに検討しなければならぬ点があると思ひます。

さらに細部は局長のほうから、現状の進め方の説明をいたさませんで。

○大和田政府委員 大臣の御答弁で尽きると思ひますが、見本取引は、私どもでもできる限り進めよう方針で指導もいたしておるわけでございませんで。ただ、いま御指摘がございませんで、せり取引は、私は必ずしもそれが非近代的というふうには考えておりませんで。これこそおそくある意味で日本の市場に特有の、独特の技術でございませんで、これだけ大量の荷物を一挙に商う技術として、私はせりというものは相当評価してしかるべきであらうと思ひます。

ただ、御指摘にもございませんで、規格化されておりますものについてまでも全部せりでやるといふ必要はございませんで、せりでやれるものはせりでやり、見本取引でやれるものは見本取引でやるといふふうに割り切つて、今後も指導を進めてまいりたいと思ひます。

○通上委員 せりの功罪はいろいろあると思ひます。すけれども、現在はコンピュータ時代です。やはりそういう記録をがっちり残して迅速をはかるというこの機械化を、なかなか各所でまだやつておりませんで。政府は推進しておるか存じませんで、まだ使つておるころはない。昔ながらのせりが早いというのでやつておるのです。私はここでちょっとお伺ひしたいのですが、産地買付けがいま行なわれておる。そのときに、産地買付け価格がせり価格より高い場合は卸売業者に悪影響を及ぼし、低い場合には二重利益となると私は思ふ。この産地買付け制についてどういうお考えか、その御意見を承りたい。

○西村国務大臣 局長からお答えさせませんで。

○大和田政府委員 私ども産地買付けは、普通の蔬菜等につきましてはできるだけやらないように指導をいたしております。ただ、蔬菜の品目によりましては、比較的貯蔵性もあるもので、また規格も相当できているというものにつきましては、これは買付けでやりませんで、そう市場価格に

対して悪影響はございませんで、そういうものはある程度まで、一定のルールのもとに許してけつこうだと思ひますけれども、一般のものにつきましては、産地買付けは、野菜についてはできるだけやらないように指導をいたしておるわけでございませんで。

○通上委員 時間がまいりましたので、最後にひとつ大臣に申し上げたいと思ひます。いろいろお聞きしたいことがたくさんあるのですけれども、最後に結論として、中央卸売市場の取り扱い地域の広域化、卸売り業者、仲買業者、買い出し人の業務の範囲の明確化、また転送問題等、中央卸売市場においても種々の問題が起きているし、地方卸売市場と中央卸売市場との機能が類似してきている現状におきまして、中央卸売市場と地方卸売市場を含めた一貫した一元的な行政を確立する必要があると思ひますが、全卸売市場等を網羅した卸売市場法というようなものを制定される考えはないか、こういうことについて大臣のお答えを伺ひたいと思ひます。

○西村国務大臣 卸売市場全体としまして、国民の生活にとつては非常に大事なものであります。それから、正しい意味の生産向上にも寄与するものでございませんで。したがつて、この公益的な使命を達成させるためには、われわれとしても責任を持ってこれからの指導、助長をしてまいらなければならぬ。

そこで一元的な指導、これはそのとおりでございまして、中央と地方との関連というものは、広域行政のもとにおきまして複雑な面も出てまいります。したがつてこれからは、われわれとしては一元的に運用してまいらうと十分心してまいらうと思ひます。

○足立委員長 柴田健治君。

○柴田委員 委員長に先にお願ひしておきたいのですが、きょうは大臣が時間非常に制約されておるようですから、関係の皆さんにお尋ねしたいのですけれども、大臣だけに焦点をしばつてひとつお尋ねしたいと思ひます。時間がありませんので、簡潔にお尋ね申し上げたいと思ひます。

で、簡潔にお尋ね申し上げたいと思ひます。まず今度の、農林漁業金融公庫法の一部改正についての制度金融の改正ですが、この制度金融の改正は、要するに政策的な金融だとわれわれは解釈しておりますし、全くそのとおりだと思ひますが、政策的な金融を改正し、要するに整備拡充をしようとするならば、もっと基本的な政策が明確にならなければならぬのではないかと、こういうふうに私は思つておるわけです。

大臣に率直にお尋ね申し上げるのですが、今度の公庫法の改正について、発想の起点というものはやはり農業基本法が基礎になつておるのではないかと。農業基本法が基礎になつておるとするならば、いままで農業基本法が制定されて以来相当年月を要しておるわけですが、その間、いままでの制度金融は区切り金融制度です。われわれは区切りだと言つておるのです。個々ばらばらの政策金融である区切り金融政策で、農業基本法ができて以来、農村の姿態を見た場合に、ほんとうによくなつたかどうかという一つの疑問があるわけなんです。この総合資金制度、融資制度ができるということは、もつと早くやらなければいけなかつたのではないかと、早く考え方を持つておるのですが、その点の見解をまずお尋ねしたいのです。

○西村国務大臣 農業金融のあり方につきましての御質問でございませんで、実は、戦後食糧の傾斜増産をやつた時代におきましては、御存じのとおり、どちらかというと補助だけで、金融のほうに非常におくれておつた時期がありました。その後農林漁業金融公庫の公庫金融ができました、その辺から体系づけて、同時に施策金融と申しますか、制度金融というものの、施策事業と申しますか、助成事業と申しますか、補助事業と申しますか、それと並行して今日にまいつておるのであります。ただ、事業別にかなり進んでまいつてきております今日の農業の中で、さらに中核的な事業に対しまして、できれば総合制と申しますか、包括金融と申しますか、そういう制度をさらに発展的に入れてまいらうというのが今回の総合資金制度

でありまして、金融でございますから、その時代に合せて進んでまいり、こういう考えで今回いろいろ考え方を進めてまいったのでありまして、ある意味からいえば、おっしゃる通りに、おそいといえども、おそい面もあるかもしれませんが、これによつて、十分その使命も達成できるのではないかと考えておるのでございます。

○柴田委員 政策金融として取り上げて構想を練る場合、いままでの制度金融の中で、貸し付け額も伸びておる事業も伸びておるうちに、統計的にはとらえられるのですが、実際問題として末端で、農村の農家戸数はあんまり減少率は示さないけれども、農家の就労人口というものがだんだん減つてきておることはもう事実なんです。この農村の人口がだんだん減るといふことは、要するに農業があまり伸びてないといふことも言えると思います。ただ、人口がたゞさんおればおるだけ農業が発展するとは言えないけれども、やはり農村の所得が非常に低いといふことですね。その所得の低いところに政策金融をする場合に、やはり金利が問題になってくるのではないかと。貸し付けのほうから考えると、八百万円から八百万円を三カ年で貸す。貸した場合に、効率を求め、またそれだけの利潤が上がり、農家が安定して、金を借りてもだいたいよふだといふ自信がそこに生まれないと、借りるほうも借れないが、また貸せるほうも、やはり償還というものを考えなくて貸し付けの者はないと思うので、やはり低所得地帯という農村地帯における貸し付けの心がまえというものが問題になってくると思うのです。そうすると、低利長期融資ということが常にいわれるわけですが、その低利長期融資は特に山村ほど必要ではないか、こう思うわけです。だから、金利の差をつけたらどうかという気がわれわれはするわけですが、そういうことから、一律に据え置きを四分五厘にして、償還期限になると五分だということとでなくて、一律に考えずして、その地方地方の実情に合せて金利の差をつけたらどうか。こう

いう制度金融は政策金融とするならば、そういう考え方を進めていかねばならないかという気がするわけですが。

そういう点について、大臣、参考に申し上げますと、いま四十六都道府県の中で、市町村を含めると三千三百七十二団体の地方公共団体があるわけですが、その三千三百七十二団体の中で、都道府県別に見ると、その人口がだんだん増加している都道府県は二十一、減少しているのが二十一、残りがあるが変化のない府県であるといふことが言える。それから、市町村が三千三百二十六団体ある中で、人口が減少しておるのが二千五百四十四。市のほうはふえておるほうが多いのですが、減少しておるのが二千五百四十四市町村といふことになるわけですが。その中で、極端に減つておるは山村地帯です。こういう融資制度をつくるにしても、だんだん減る地帯における貸し付けの對象について、市場関係は別にしても、一般農業で家畜、果樹といふものを中心において考える、こういうことが今度の総合融資の基本的な考え方になつておるわけですが、果樹と畜産にしても、日本列島を考えた場合に、もう少しビジョンがなければならぬのではないかと気がする。

たとえば、日本列島の地理的条件というものが、平たん地があり、また沿岸地帯があり、高冷地帯があり、準高冷地帯があるといふことで、それぞれ地帯における畜産にしても果樹にしてもビジョンがない。そのビジョンのないところに、融資をして金を貸してやるからやれといふたつて、これは借りるほうからいふと一つの夢が描かれない。こういう気もいたすわけでありまして、そういうしたビジョンも必要ではないかと。同時にまた、そういうした町村別の実態を見ますと、やはり金利を下げてやるということも考えられれば考へてほしい、政策的に考へてもらいたい、こう思うのですが、その点についてお考えがあれば聞かしていただきたい。

○西村国務大臣 まあビジョンの点はもちろん大事な点であります、それはおきまして、金利の

問題でありますけれども、お説は山村なら山村、同じ一つの県でも人口が減つておる山村に対して、特別な金利体系のものを考えたかどうかといふようなお考えであります。受ける面から申しますとそういうことも考えられますが、全体の考え方としては、たとえば地域につきまして、すでに御審議いただき御賛成願ひました北海道であるとか、南九州の畑作地であるとか、こういった包括的な地域につきまして特殊な、いわゆる政策金融あるいは助成といふものをやつておる。また山村につきまして、山村振興法というより特別な立場からの融資なりあるいは助成なりを長期にわたつてやつておる。こういうような考え方で、これを府県別あるいは地域の小さいと申します、これを細分化した部分についてやつていくについては、いまの農業金融の金利体系その他を考へますと少し困難ではないかと思つてござい

ます。○柴田委員 戦後の日本農政は、補助から融資に転換してきたのですが、いままでのいろいろな資金なり補助によつて事業をやつたところは、ほとんど平たん地です。採択基準が、農林省のほうが高いといふことで、町村のほうはややうなとしても、採択基準があまり高いのでなかなかそれに適合しないといふので、もう放置しておる。あきらめておる。それで、採択基準がいい地帯といふものに相当大幅に投資をしてきたわけですが。たとえば、干拓にしても土地改良にしてもいろいろな面について投資をしてきたが、その地帯はいまや農地としての利用ではなしに、農地転用という形の中で公共用地なり、宅地なり、工場用地に転用されてしまつて、投資したその効果というものが農業にあまりプラスのない方向に、そういう地帯に大きく投資したということがわれわれの目にとまるわけでありまして。好むと好まざるにかかわらず、農業しかやれない地帯の農村についてはあまり投資がされてない、こういう結果をわれわれは知つておるわけです。

やれない農村については、こうした政策金融、制度金融を改正するにあつては金利の引き下げが必要ではないか。その基準は、たとえば財政指数を考へていくとか、いまその財政指数で見ると、一〇〇%以上持つておる公共団体が百六十五団体ある。全体の五%です。こんなところは農家としても裕福であるし、町村の財政からいへば裕福なんだから、思い切つていまの地方自治法の精神のつとめてやれると思つておるのです。それから五〇%以下の財政指数を持つておる地方公共団体が二千五百六十六団体ある。その中で、財政指数が三〇%以下の町村が三千三百五十七団体。この三千三百五十七団体が、ほんとうに農村として生きるよりほか方法がない地帯です。全国で三千三百二十六団体の市町村の中で三千三百五十七団体、この町村は、工場が来るわけではなく、宅地ができるわけではなく、何にもできないのです。ほんとうは三千三百五十七団体ももっと農業に投資をしなければならぬ。財政指数三〇%以下の地域については、系統金融であつて、制度金融であつて、利子を下げるような方向でもっと投資を考へるべきじゃないか。現行の関係法規の中で、もっと本格的に法の改正をして、そういう地帯に重点的に投資をすべきではないか、こういう考え方を持つわけですが。ただ優等生方式で模範的なモデル農家だけを育成するのではなくて、もっとそういう方向に、こういう制度金融を改正する場合には目を向けるべきではないか、こう考えられるのですが、農林大臣いかがですか。

○西村国務大臣 今回の総合資金はワグが二十億、これは将来多少ワグが広がつてまいりますが、全体の制度資金から見れば、これ自体は小さいものでございます。したがつて、一般の制度資金といふものは、かなり手広く農業中心に御活用願つておるといふように私は考へるのでござい

○柴田委員　要するに大臣、千三百七十五団体の一番貧弱な農村というのが、いまや正直言うて手をあげておるのです。町村の財政指数が低いために、町村としては所得が低い地帯ですから、生産資金を回すだけの力も単協にないし、また、農業委員会がどんな農業振興計画を立ててもそれが十分にでない。だから金利ををういう地帯には特に配慮してやるという一つの方法、それからもう一つは、これは大臣折衝でやってもらいたいと思う。

〔委員長退席、鹿野委員長代理着席〕

いうことについて努力される意思がありますかどう
うか。

したかつて、単に金利を安くしてそこへ金をつぎ込むというだけの方法で山村振興ができるというよりは、むしろ山村振興としてやはり地方財政と組み、あるいは全体のいろいろな助成その他の面から山村振興法というものができておりますから、そういう面から、やはりわれわれとしてはその地域の経済を考えていく。同時に地方財政と申しますか、あるいは広域行政というものを考えつつ、その中で、過疎現象等によってくる地方財政のあり方をどう住民の利益のために考えていくか、そういう面からわれわれも、当然山村をお世話しておる一つの農林省としても、自治省とよく話し合ひはすべきだと思ふのでございます。

進める中で、その歴史を振り向いてみると、農地調整法に基づく農地委員会制度があり、農業改良助長法に基づく農業改良委員会制度があり、また食糧確保臨時措置法に基づく農業調整委員会が、この二つの制度を発展的解消して農業委員会というものをつくった。そのときの経過から見て、農業委員会の役割が、それから農業委員

またもう一つ聞きたいことは、いままでは農民の皆さんに貯蓄をしなさい、貯金をしなさいと言ってきた。私も農協の組合長をしてきて相当奨励してやってきましたが、その貯蓄推進の表現は、農業資本を守るのだ、と同時にまた自分の力で自分の農業を発展させていこうという、そういう前提に立って貯金をして、その金で自分たちの農業を発展させていこうじゃないか、再生産に必要な施設なり機械、機具の資金にするのだ、こういう考え方で貯蓄を推進してきた。それが単協を通じて、県信連なり農林中金に入る。それが系統金融です。系統機関です。この系統資金があるにもかかわらず、政府金融だけに重点を置いていますが、農林中金の金の使い方ももっと総合的に考えたらどうか。さすれば農民に対する貯蓄の精神、貯蓄運動ももっと形を変えて発展をするのではないか。農林中金に入っている系統資金は君たちはかつてに使いなさい、政府のは政府資金で別の公庫のほうでやります、こういう形では、われわれ

は何か金融政策のみによって今度のこの制度金融の改正というものが行なわれるのではないかと思う。ただ金融本位であって、農業全体を発展させていこうという考え方に欠けておるのではないか、こういう気もするわけです。この二つの点を大臣ひとつお答え願いたいと思います。

○柴田委員 単協を利用するということはこの際
はやらない、すなわち泉信連、泉段階でやるのだ、
こういうことを強く聞きましたので、これは政策
金融であるから一応大臣のお考えを聞いておきた
い、こう思ったのですが、何としても末端での市
町村の農業委員会なり単協というものが、それぞ
れの市町村の行政区域内における農業振興計画と
いうものを立てるのでありますから、土壌の問題
なりまた水利関係から全部考えて農業の振興計画
を立てるのでありますから、そうした単協の機関
を使うとか農業委員会を使うとかいうことを考え
なければ、できた制度、できた機関というものが
無視されるということになると、これまたたいへ
んなことになる、誤解を生じ摩擦を起こす、こう
いう心配をいたしましたからお尋ねを申し上げた
のであります、その点は十分お考えを願ってお
きたい、こう思うわけです。

○西村國務大臣 ちよつとその点につきまして
は、私の説明もまだ十分でないかもしれませんが

ら、局長からさらに補足をさせていただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 私です。何回も申し上げておりますことは、決して単協を無視するものではないと思ひます。単協を無視するのではなくて、単協の性格からいって、何といつても協同組合あるいは協同的な村の機関でございますから、総合資金がねらつておりますような多額の貸し付けを一農家にすることとは、なかなか単協の事情が許さない場合が多いと思ひます。したがって、いまして、たとえば構造改善事業推進資金を単協に貸してやっておりますような形でやりますと、むしろ単協が困りになると思ひます。この制度の運用が十分いかないことを申し上げておるわけでございまして、信連を融資機関といたします場合でも、当然単協を窓口といたしますが、実際単協が農家のことを一番よく知つておるわけでありまして、からどういふ農家を選ぶかということについて、単協の意見も聞きますし、それから事後の指導につきましても、単協にすぐれた指導員がおればそのお世話になるわけでございまして、単協を排除する意図は毛頭ございません。また、この間も申し上げたのですが、組合の合併等によりまして単協は相当大きく強くなつて、この単協ならば十分貸し付け機関としてやつていけるということであれば、私はその単協を大いに活用することに、決してやぶさかではございません。

○柴田委員 大臣にもう二、三お尋ねしたいのですが、この融資の中で地方公共団体の役割というものを明確にしようか、もう少し責任を持たしめようか、こういう気持ちがあるわけですか。いづれ融資対象のきまかいことについては、團芸局長なら経済局長に質問することを留保しておきますから、またあらためて質問申し上げますが、ただこの総合資金制度の中で、たとえば幹線道路は土地改良区でやる、それから用水施設も幹線水路までは土地改良区でやる、これは現行法の制度でやれるわけですか。ところがそこから先、

農道でも枝線を引く場合には、五百メートルか千メートル自己資金でやらなければならぬ。それはその総合融資を借りる。そうすると、五百メートルは一人ではだめで、三人なり四人なり共同で道路をつくるだけつけて、それぞれの栽培は個人個人の経営になるのでしょうけれども、そういう半ば公共的な施設についての融資については、地方公共団体は利子補給をしてやるべきだ。用水施設で土地改良事業でやれるところまでは土地改良事業でやらせる、そこから先の、個人負担でやつて融資を借りる場合、その資金の金利については、地方公共団体は利子補給をしてやる、そのくらのことは、地方公共団体が責任を持つていゝのじゃないか。何もかもまるまる個人負担でやらなければならぬというところはおかしい。その点について、地方公共団体はもう少し責任を感じたらどうかという気がするのですが、大臣、この点についてはどうでしょうか。

○大和田政府委員 地域振興あるいは村の振興という立場から、市町村が補助をするということとは、私はきわめてけっこうだと思ひますけれども、農林省が、それを必ずしうかという指導をすると思ひます。これはなかなかむづかしいところだろうと思ひます。それで、個人が総合資金を借り受けて、農家が単独で土地改良をやる場合は総合資金の中に入りますし、それから単独でなくて、数名の者が共同で農道等を施設するといふ場合は、四、五厘あるいは三分五厘の土地改良資金を、公庫から別に借り受けることが、当然できるわけでございます。その低利資金で処置されるというのが、私は普通の状態であらうと思ひます。

○柴田委員 局長の答弁を求めておるのではないので、局長のほうに留保しておきますから、いずれまたこまかいことについて論争したいと思ひます。大臣の考え方を聞きたいのですが、いまの人口の流動化というものは非常にひどいといふこととす。ことしの新制中学の卒業生は、大臣御承知のように百三十万からの卒業生がある。それで進学を除いて中学生が就職をする、農村に残つて

農家のあと取りとして農業に従事する、その数字は、大臣も農林大臣だからよく把握しておられると思ひますが、三十万近くの中学卒業生だけ職業戦線に立つその数字の中で、農村に何%残つておるか。いづれこういう融資制度について、年齢がある程度押えられてくると思ひますが、十七、八万の職業戦線に立つたその中で、農漁村山村地帯にもうほとんど残つていない。ほとんどといつていい。ある町村においては、中学卒業生が二百人おる、その二百人の中であつた一人残つたという町村がある。一人か二人です。このままの姿で進んでいくと、農村は老人クラブの地帯になつてしまふという、極端な表現がいま出てきておるわけですか。そういう事態にあるときに、この総合融資制度をつくつて金を貸してやろう、年齢もある程度若いのでなければいかぬというのです。それは二十歳で押えるのか、三十歳で基準を切るのかわかりません。いづれあとで論争になると思ひますけれども、いま五年、十年先の考え方に立つた場合、どうなるのかという一つの不安と心配が出てくるのです。そうした山村には山村振興法があるではないか、それでもつてやればいゝではないかと言ひますが、それも十分活用されない。離島振興法もあるではないか。いろいろな法律制度はありますけれども、十分生かされていゝない。したがつてそういう現象が出てきておる、私はそう解釈しておる。いまだどういふ方法でこの農村の人口流動化を食い止めるか。全部これを食い止めるわけにはいかぬ。それは日本全体の産業構造の発展、その他の労働力の配分といふものを考えた場合に、全部農村に残すわけにはいかないです。将来の展望に立つて、いま五百万農家なら五百万農家が日本にあるが、その五百万農家に対して、個人の自立経営のできる農家は何戸に押えるのだ、あとは集団化、共同化、協同化にしてどそれだけの法人組織にするのだ、これだけの夢がなければいかぬ。要するに、大臣はこまかい事務的なそとばんをはじく電子計算機ではなく、政策の総元締めですから、それだけの夢を持つべき

ではないかと私は思ひます。またそういうものを示すべきではないか。そういう考え方に立つての大臣の考え方を聞いておきたいと思ひますが、どうでしょうか。

○西村国務大臣 非常に大きな問題であり、かつまた大事な問題であるし、また同時にむづかしい問題であります。日本も単に日本の中だけで立つていゝのでございせん、世界経済の中の日本であります。そこで、国際環境の中において日本経済が近代化してまいらなければならぬし、当然近代化の過程におきまして、成長経済を遂げていかなければ、国民所得といふものは上がらない。ただ、その上がりが急角度に上がった場合には非常にひずみがある。そこで、どういふ形で成長経済を続けるかといふのが、大きな論争点だらうと思ひます。できるだけ安定した中で成長をやつていゝ。しかし、近代化してまいりますればどうして農村あるいは山村から、一次産業から他の二次あるいは三次への人口移動といふものは、これは一つの必然の方向ではないか。といつて、ただ食いとめるという策だけではもちろんいけなないわけでございます。それがなだらかな形で動いていくといふことは、これはやむを得ないこととして、私はすなわち受け取つていかなければならぬ。御存じのとおり、経済社会発展計画におきましても、現在、就業人口の中の二〇%くらいが農業就業人口といふふうになっておるのであります。これが昭和四十六年度くらいには、めどを五、六%に置いておる。すなわち、これを裏からいへば、人口のある程度の流出といふものは予測されておる。四十一年度では、中高卒業の就業率が全国平均で五%くらい、正確には四・六%という計算になつておるわけでありまして、そこで、そういうふうな前提の中で、農業を中心にとりうふ方向づけをするかといふのでございまして、ただ、日本は不幸にして、御存じのとおり自然条件が他の国とは非常に違つておる。また日本の特殊性もございします。またもう一つは、残念ながら戦後の施策おくれもあつたのでありま

しょう、地価の高騰というふうなものも出てきておる。したがって土地というものが、財産的な考へ方に非常に走つてきておるといふことから、戸数は減らないで人間の数だけが減つて、その就業の数が減つていくという特異現象がそこにあらわれておる。

そこで私どもとしては、少なくとも構造改善の前提となる、たとえば農村振興地域の整備というよりな法律をつくつて、地域全体としてひとつ農村を豊かにしていくというふうな基盤をつくる、これが大事だろふと思ひます。その中で、今度は構造改善というものをやっていく。もちろん、その中には総合資金だけではございせん、その他農地の流動化等によつて、自前農家というものをひとつ中核体につくりつつ、同時に、兼業というものも今日相当ふえており、また現実には存在しこれからも存在するのでありますから、兼業の比率化をはかつていく、同時に兼業の所得の増高をはかつてまいるといふようなことによつて、農村というものを安定した形で、労働力もそれにふさわしい労働力を確保し、生産性を高め所得を向上していくような形で持つていくたらしいのではないかと、こんなのを、いま私どもが農政を推進しておる基本的な姿勢でございします。

○柴田委員 あまり時間ありませんからなんです、農村の所得を向上させるという大義名分といたしまして、そういう表現はよくわかるのですけれども、農村の労働賃金の押え方、見方というものは、あいまいだといふ解釈をわれわれはいま持つておりますし、それから農産物価格のその問題の押え方、また流通機構の問題、言へば切りがないのですが、矛盾がある。それだけに農政というものはむずかしいといふことが言えると思ひますが、むずかしいからほつておくといふのではなくて、みずから飛び込んで解決するといふ姿勢がほしいと思ひます。みな関連性を持つておるのです。今日、大臣もよく御承知だろふと思ひますが、それぞれ県の実態を見ますと、所得が非常に高い地帯と所得の低い地帯があるわけですね。

はなはだしいのは、月に四万五千円くらいの平均になつてゐる市町村もある。月に一万九千円から二万円にしかならない市町村もある。そういうふうな所得が倍も違う。同じ地方公共団体の中で、隣とこちらとはたいへん違いがある。そういう実態を一つも把握をし分析もせずして、どんなに農業の所得政策をとるのだといふながらも、所得政策はとつていないといふことになるのです。そういう点を大臣はもっと研究願ひたい、そういうことを強くつけ加えて終わりたいと思ひます。ほかの、貸し付けの対象についての局長クラスへの質問は留保して、いずれあらためてやりま

す。

○鹿野委員長代理 森義親君。
○森(義)委員 先日衆議院議員によりまして、今度の総合施設資金並びに卸売市場近代化資金の内容につきましまして、いろいろな角度からかなり突っ込んだ質問が行なわれてゐるわけで、私はそういう意味では重複を避けまして、農林金融の基本問題に触れながら二、三お尋ねをしたいと思ひます。

まず最初に、大臣も御承知のように、わが国の農政は昭和三十年ごろを契機といたしまして、いわゆる従来の補助農政から融資農政へ傾斜を強めていき、特に三十六年に農業基本法ができましたからそのスピードを増しているわけですが、そういう状態の中で、今日よくいわれるのは、日本の農政は金融農政である、農政の支柱が金融である、こういうふうにいわれております。私は、今日の日本の農業の状況をながめてみますときに、このようない金融農政に入つて、いわゆる収益性を上げて自立経営農家に転換をしていく層と、よく三ちゃん農業といふ表現でいわれるいわゆる兼業農家の層と、大きく二つに分かれてゐると思ひます。その分化がますます固然としてきておる。しかも、後者のいわゆる兼業農家といふのが、数的に圧倒的な数字を示しつつある、ますます増大の傾向にある、これは農業白書でも明らかにしてゐるところでもあります。

そこで、農政の支柱が金融にあり、その金融に入り得る農家というものは数が少ない。大多數の農家がそういう制度に直接関係せずに、いわゆる飯米農家としての兼業農家に転落しつつある。そこで、農政という立場で考える場合に、このようないわゆる兼業農家についてどういふ政策を持つておられるのか。これは、いま若干柴田君も触れましたので重複するかも知れませんが、もう一回大臣から、いわゆる兼業農家に対する日本の農政のあり方、それについてお答えを願ひたい。

○西村国務大臣 日本の最近の傾向は、兼業農家はふえつつあるということでありま。しかし、同時にわれわれとしては体質の強い農家というものもふやしていかねばならない。この点から考えまして、われわれとしては中核体としては自立経営農家、農業でめしの食える農家というものの育成もはかつてまいりますが、同時に、現実にはふえつつある兼業農家に対しても十分な目は注いでいく、こういう考えでございします。したがって、これらはいろいろな協業の方法というものを考へて、そこで生産効率を高めてまい。それから同時に、兼業でも農業でなくてどうしても就労の機会のはしい方も、家族構成の中には一部あると思ひます。われわれとしては、そういう家族に對します就労という方法もあわせて考へていかねければならない、そして兼業農家の所得をやはりふやしてまい、こういうような考へ方を持つておるわけでありま。

○森(義)委員 それでは政策的に、兼業農家が都市の労働者等々と均衡する生活水準を営んでいくためには、どういふふうな政策といふものを考へておられますか。――もう一回申し上げますと、農業基本法にいわれておる精神は、いわゆる都市労働者との均衡のとれた生活を営める、そういう農村のあり方といふことを基本にうたつてゐるわけなんです。兼業農家に対しては、そういう角度からいふならばどういふ政策を持つておられますか。

○西村国務大臣 農業の面から申しますと、兼業であつても大事なわれわれのいわゆる食糧の基盤

でありますし、同時に農業としての所得を上げなければならぬ。そこで、それに対しては、私どもは協業といふよりいろいろな助成なりあるいは融資なりの方法によりまして生産性を高める、効率をあげていただく、こういう方法によつて所得水準を上げる。同時にまた兼業農家全体としての所得も上げるように、地域開発なりその他の面から、われわれとしては就労あるいはそれからくる所得といふものもあわせて農家に入るような方法を考えていく、それによつて兼業農家の所得水準というものが上がる方向へ努力していかねばならない、こういう考へであります。

○森(義)委員 いろいろおっしゃいますけれども、私はどういふふうな考へるのです。現在の兼業農家は、いま農林省の考へておられる金融的な措置によつていわゆる自立経営農家をつくり上げていく。その反面、現状においては、兼業農家というものを土地政策上なかなか整理することはできない。したがって、兼業農家はそのまま残していく。この兼業農家というものは、資本に対する労働力の提供の場として、常にクッションとしての役割りを果たさせていく、こういう役割りを兼業農家に負わせていくという、資本の要求なり目的があるのではないかと。というのは、現実には今度の制度なんかは、エリート中のエリートを育てようという農政であり、金融制度なんです。そういうワキにはまらない兼業農家に対しては、これはそのまま認めておく。温存しておく。そして、いわゆる資本の要請にも応ずるところの労働力の供給源としての役割りを今後にもなわしていく。たとえは不況が来た場合に、その兼業農家は失業者の吸収場所になり得る。これはかつてそういう形で日本の農村は、資本主義の発展の過程の中で、常に資本主義の温存と発展に対する貢献的な役割りをになわされてきたわけですが、今日考へておられる日本の農政の中で、要するに零細農に対する対策というものはほとんどない。したがって、そういう兼業に走らざるを得ない。零細農に対してはそういう角度から、従来のようないわゆる経済の変

動に依じて、常に低賃金労働者の供給源でありあるいは失業者の吸収源である、そういう立場をになわしている、こういう考え方を持っておられるようにしかうかがえないわけですが、いかがでございますか。

○西村国務大臣 私どもはそういうふうには考えておらないのでございますが、いろいろな御意見の立場から、そういう立論もあるいは立つかもしれないが、われわれとしては、現実そこに兼業というものが相当ある。同時に、日本の農業が全体としてまだ生産性が低い。したがって、農業専業でめし食べる自立農家というものを、さらに全体の経済が上がる中においてレベルアップをしていくことは当然だと思ひます。かたわら兼業というものが現実であり、これがまた大事な食糧生産の基盤でもありますから、その兼業部門の農業につきましても、いわゆる一般融資としてのもつて協業なりあるいは助長政策なりをとつてまいる。同時に、兼業農家は専業農家と違つて農業だけの収入も少ない面に対しては、われわれは地域開発なりその他の方法によつて所得を向上していく。そして全体としての農業の就業人口の傾向というものは、近代国家における一つのあり方としては、就業人口が減つていくという方向へ持つていく中で、いわゆる職業転換をやられていくというところは、円滑な形でその職業転換が行なわれることはいい。それから、一方におきましては農地法というよりなものを私たちは改正して、したがって農地を拡大して、専業的に農地を大きく拡大していきたいという方に対しては、そういう方向へわれわれが法制上の道を開いてやつたらどうだろうかというので、今回、そういう面からも法案の御審議を願つておるわけでありませう。

○森(義)委員 私が先ほど申しましたのは、どうも最近の労働市場は、御承知のように人手不足であります。そういう中で日本の農業政策というのが、いわゆる中規模以上の農業を育成するという方向に重点が向いておる。兼業農家というものをこのまま温存して、その中からいわゆる労働力の

供給を要請し、あるいは不況になつた場合においては、そこへ失業者を吸収するというような、そういう緩衝地帯を残そうというような意図が、資本の要請でもあると同時に、農林省も手のつけられない兼業農家の問題については、そういう意図を持つておられるように思ひますが、いかにいふわけです。この点いまだ大臣の答弁では、そういうことは考えておらない、いわゆる兼業農家は兼業農家として大事な食糧の供給源としてできるだけのことばをつけていきたい、その中から生まれてくるいわゆる転業というものについては、これはスムーズな形で生まれてくるものは労働市場へ吸収していく、こういう考え方に立つておるのであつて、決して兼業農家というものをそういうような資本の要請によつて、常にそのしわ寄せで犠牲にされるというふうな考え方で兼業農家を見ておるのじゃないという答弁です。こういう御答弁は、そのまますぐに受け入れられようなんですけれども、農林省として、いや兼業農家というのは、これはもう日本の食糧供給にたいして貢献するものじゃないのだ、いわゆる飯米農家で食糧自家調済できる、このことによつて低賃金の一つのささえになるというふうな考えでおるというふうな言ひ方は、これは農林省としては、農林大臣としてはできないと私は思ひます。しかし事実上は、どうも日本の農業が、いまの農政、いわゆる金融中心の農政から考えていくならば、そういう方向へ——金を借りてそれを返済する能力のあるところへ、その金を借りることによつて資本の収益性をあげていく、こういう農業だけに重点が向けられておるといふ現状から分析していくならば、ゆがんだ分析のしかたかもしれないが、私はそういうふうな疑ひを感ずるを得ないわけなんです。その点について大臣にもう一回、日本の農業というもののについて、そういう兼業農家についても十分な手当てをしていきたいということについて御答弁いただきたいわけなんです。

その前に、私はなぜそういうことを考えるかと申しますと、けさの参考人の加藤さんでしたか、東大の教授が、一〇%の日本のいわゆる大規模農家が、生産市場において三〇%のシェアを占めておる、アメリカでは五〇%だ、こういうわけですね。一〇%が、日本の農産物の生産市場において三〇%のシェアを占めるまでにエリート農業が拡大しつゝあるわけなんです。そうなりますと将来は、兼業農家なんかは一般の市場に対する食糧の安定的な提供という点においては、ほとんど役割りをになつていないのじゃないか、こういうふうには思ひます。そうすると、農業という政策の面から見れば、もうすでに兼業農家というものは自分たちの農政の対象のワクとして考えられておらない、そういうふうな考えられる。結局、兼業農家を認めていくのだという今日の政策の中では、さきに私が申しましたような、労働力の提供と失業者の吸収という、そういうクッション的な任務と価値だけしか認めておらぬのじゃないか、こう考えますために私はお尋ねしているわけなんです。

○西村国務大臣 いま、確かに自立経営農家は一〇%足らずでございます。それが生産シェアの中ではたしか二七%くらい、きよりの参考人の方は三〇%と言われますが、われわれの持つてゐる資料では二七%、こういうふうに出ております。そこで、繰り返して同じことを申し上げるようでありませうが、私どもは日本の農業の体質から見ますと、もちろん日本の農業、あるいはそこに住んでおられる農民、あるいは住民、これは福祉向上をはかるのが私の仕事でございます。したがって、自立農業をさへなければあつたは犠牲になつて飛び出してつてくれ、こんなようなことを言つておるなら、日本の農林大臣ではないと私は思ひます。やはりそのためには自立農業は自立農業なりに、同時に兼業の方々についても、所得の向上あるいは生産基盤としての生産性を向上させる。ただ何と申しても、国際環境をこらんだたきまですと、日本の農業は近代国家としてはまだ生産効率が悪いということば事実でございます。これをまた効率を高め

ていくという道は、もつともこれからわれわれとしても、助成なり金融なりあるいは農民の方々の御努力によつて、意欲的にこれを推進してまいらなければならぬと思ひますのであります。

それからもう一つは、最近はいわゆる補助というか助成行政のほうはなくて、金融で金を貸す、力のある者に金を貸していくためにしわ寄せになつてゐるのじゃないかということですが、私の手元にあります数字でも、農林省関係予算六千五百四十二億円のうち、二千七百十六億円というのは補助金でございます。昨年の四十二年度の補助金に比べまして、現在御審議願つておる予算が三百億円ばかりふえておるくらいでございます。補助金としてはやはり毎年こうやつて相当量ふやして、そして一般農政の助成に充ててゐる実情を御了承いただきたいと思ひます。

○森(義)委員 それでは次の問題に入りますが、いまの大臣の御答弁で、金融農政といわれるけれども、補助金がかかるのウエイトを占めておるといふことは、これは数字であらわれておることです。それから私も理解できます。しかし、少なくとも三十年以前の日本の農政のあり方と、いまの金融へ傾斜していく農政のあり方とは、ずいぶん変わつておると思ひます。私は、この補助金農政といわれた日本の農政から金融農政へ切りかえられていったその経緯というものは、政策的な転換じゃなくして、御承知のように昭和二十八年六月に朝鮮戦争が終わつて、いわゆる特需で潤つておつた日本経済が国際収支の赤字を来まして、いわゆる緊縮財政を余儀なくされて、一兆円予算の中で、特に加えてMISA協定による日本の軍事予算が膨張してくる、片方で支出が多くなると、片方で総ワクでしぼられるという状態の中で、各省が軒並みに大なたをふるわれた。それまでは農林予算といふのは、総予算の中で一二ないし一三%を占めておつたわけですが、一挙に八%に昭和二十九年に削られた。そういう中で、結局安上がりの金融農政に切りかえざるを得なくなつてきたというところに、私は、政策として金融農

般産業と後進的な農業との関係、そういう関係はやはりもの考え方としては同じような見方をすべきじゃないか、こう思うわけです。

そういうことから考えるならば、資本の責任において、おこなっている産業の引き上げというものを考えるのが、私は今日の時点における国際的なもの見方じゃないか、こう思います。そういう点からいふならば、おこなっている農業に対して、金融的な措置でこれを超えるんじゃないかと、もつと抜本的な、言うならば補助金政策と、その足らざる部分をいわれる系統金融によって補っている。系統金融の場合において、もちろんこれは利子補給しないと、近代化資金のような形をとらざれば、いまの状態では金利の問題がむずかしいと思いますが、そういう方法を講じて、日本の農業というものを基本法の精神にのっとった、いわゆる格差の是正、都市との均衡のとれた農業にしていこうという方向へ進んでいく必要があるんじゃないか、こういうふうに実は考えるわけなんです。

したがって、いま金融が先行していろいろな問題を惹起いたしておりますが、きょう、午前中の参考人の片柳さんでしたか、価格政策と共済制度が完全に確立しない限り、金融の面ではいろいろな不安があるというようにも述べられておられました。価格政策、土地政策あるいは労働政策、社会保障政策あるいは補助金制度や公共投資、いろいろの諸政策というものが、それに関連をして金融というものが出てくるというのが、私は順序であるべきだと思っております。そういう観点から申し上げまして、戦前の補助金政策に直ちに返れという言い方をしませんが、基本的なものの考え方、いわゆる後進性を持った農業を都市の工業と均衡のとれた形に持っていくためには、資本自体の責任においてそういうものを出す必要が、今日の段階で、国際的にも国内的にもあるのじゃないか。そういうかまえていうものが農政の担当者の中に基本的になければ、今日の複雑化していく金融農政が、そのままとつものところへはま

り込んでいくのではないかと。農民は安易に金融農政に依存していつ、気がついたときには借金でがんにがらめになっておつて、日本の農業というものは、そこからまた新しい荒廃が生まれるのじゃないかという気がいたしますので、やはり構造改善あるいは近代化という基盤的な問題については、補助行政のほうに重点を置いた形で処理するのが正しいんじゃないか、こういうふうに思ふのです。そういう考え方について、大臣の見解を承りたいと思います。

○西村国務大臣 私は、おっしゃることもわかります。しかし同時に、資本主義の高度化によるというふうな一種のお立場だけで受け取るわけにも私としてはまいらない。なぜ日本の農業が後進的であり、非生産的であるかという、資本主義の高度化によってひずみが生じたというだけであつて、やはり土地とか自然条件の制約であるとかというふうなものが一つござります。土地というものが非常に制約を受けている。特に日本におきましては、土地の制約というものは非常に強いものだ、これは御存じのとおりでございます。これを私どもとしてはどう考え直すかということでも苦勞も、皆さん方にも御心配をかけている問題でございます。

それからもう一つは、農業の中心は何といつても国民食糧の確保という大きな使命がある。こういう面から、国としてあげてこれを安定向上させなければならぬというふうな大きな使命感をわれわれは持っている。単に資本主義の高度化でこう押されてくるから、その責任が資本主義にあるから埋めろ、こういうふうな立場ではなくして、そういうふうな面から日本の農政というものを安定向上していく、こういう意味で国も負担しなければならぬ。こういうことは、当然助長行政として大事である。その意味で、ただいま申し上げましたように、補助金としても相当なものを今後続けていかねばならぬし、価格におきまして、あるいは割り当て制におきまして、国際関係の間にあって国内農業との調整に配慮しつつ、

あるいは価格支持制をとるか、輸入割り当て制をとるといふような、いろいろな問題を取り上げております。税の面でも、農業に対するいろいろな方法をとつておるわけでありまして。

もう一つは金融の問題で、金融だけが先走つて、確かに農業も漸次経済性を持たなくちゃいかぬ。そこに近代性ということばの裏打ちとしては、採算のとれる農業とか自立できる農業ということばが出てくるのは当然だと思ふのでありまして、そこでやはり経済性というものが出てくる。そうすると、やはり金融というものはある程度入つていかなければならぬ。ただそれには、やはり低利であり長期であり量も相当なければいかぬ。その意味で、お説の系統資金などもっとわれわれとしては努力して活用していくという方法は、今後よくふりしていかねばならぬのじゃないか。あわせて、いまの金融あるいは助長といいますが補助と申しますか、それは組み合わせをうまくしていききたいというのが、われわれの考えでございます。

○森(義)委員 アジア開発銀行に対する日本の出資は、私はやはりプレビッシュ声明という精神を受けた後進国援助のあれだと思ふのです。だからそういう思想というものは、これは国際間だけじゃなくて、国内においても基本的には私はあつてもいいのではないかと思ふ。戦後の日本の高度経済成長政策、これはやはり原始的蓄積といわれるようなものがあつたからあつた成長を遂げたわけですが、その原始的蓄積の最大のものは、農山村の低賃金労働力です。それに高度な技術と国民の教育水準の高かつたこと、こういう原始的な蓄積があつて、日本の経済があの敗戦の焦土互れから飛躍的な発展を遂げたと思ふわけです。農村は原始的蓄積に使われるけれども、自分みずからは持っているわけなんです。したがつて原始的蓄積に利用されて、日本の高度経済成長政策の一翼を下げた役割りを果たされた農村に対しては、当然高度成長を遂げた今日の時点においては、先ほど申しました精神からいふならば、やは

り資本の側の責任といふべきであつて、言い過ぎますけれども、そういうものの考え方、発想のしかたというものが基準になつていかなくちやならないのではないかと。そういう点からいふならば、金融農政のやり方というものはそういう見地に立つておらない。私はやはり補助農政という形に重点を置きながら、それを金融でカバーしていくという姿勢が正しいのではないかと、こういうふうに思ふますが、大臣いまだ一度御答弁願ひます。

○西村国務大臣 もちろん私はお気持ちわかります。しかし同時に、いまアジア開発銀行の例をお取り上げたいただきましたが、これも低利、長期の融資であることは間違いない。それから、われわれはもろもろ助長行政と申しますか保護農政という線は持つてまいりますが、同時に、金融というものをやはり並行的に入れてまいります。私は、経済というものは創意というものが大事だと思ふ。やはり自分の力、自助自立、これには経済性が人間というものを前進させてくれます。その意味で金融というものが果たす役割りもある。ただし、金融というものが非常に圧力にならぬように、低利でありかつ長期であり、その量というものも断にわれわれは気をつけてまいりたい、こういうふうな努力をしてまいりたい、こういう考えでございます。

○森(義)委員 今度の公庫法の総合資金制度が出てまいりましたのは、農業金融に関する懇談会の答申ですね、これにそのまま写したような形で出てきておるわけですから、おそらくこの懇談会答申に依拠して法案の作成が考えられた、こういうふうに思ふわけです。そこで、この答申にこういうことが書かれてあるわけですね。「農業関係制度金融は、農業という収益性の低い産業に基盤を置き、しかも特定の政策に基づいて実施されるものであるから、今後の農業金融政策を推進するにあつては、農業の動向と農政の展開に即応してその機能を効果的に発揮しようとする考慮すべきである。」いわゆる農業の動向と農政の展開に即応して金融の機能を効果的に発揮するようにな

とを考慮すべきである、こういう文章が答申の中に
あるわけですが、これをどういふふうに理解し
ておられますか。

○大和田政府委員 この農業金融の研究会は、東
畑四郎さんを議長として一年有十分検討してい
ただいたわけですが、ただいま御指摘の
個所の意味は、やはり農業金融は一つの政策手段
でございますから、農業金融だけが飛び出して
て何かをしよとするのは無理ではないか、
農政全体の施策の中で農業金融が正しく位置づ
けられるべきではないかということを含意してお
るというふうに、私も理解しておるわけござい
ます。

○森義委員 ところが現状は、金融が飛び出し
ておるといふ現実を踏まえてこの警告が発せられ
ておる、私はそういうふうに理解しておるのだ
が、そういうふうに理解しておられませんか。

○大和田政府委員 この総合資金だけについて申
上げますれば、大体この研究会の結論といた
すか、論議の過程を十分踏まえての施策でござ
いますから、総合資金は、もちろん総合資金だけ
が出るのではなく、農地法の改正その他構造政策
の一環として出されておるわけでございます。そ
ういう意味で、首尾は決して一貫しないというこ
とではございません。ただ私も、それでは農地
法その他の構造政策がかりにないかといふと、こ
の総合資金のものが意味がないかといふと、私
は必ずしもそうではないといふふうに考えてお
るわけでございます。これはなぜかと申しますと、
私も総合資金制度として考えておりますのは、
この間も申し上げました、いわば中堅農家とい
いますか、何か特別なエリート的な農家をつ
くという趣旨では毛頭ございせん、農業で生
活できる農家、常識的なことばに直せば、おそ
らく中堅農家ということばが適当ではないかと思
います。そういうものをつくることとございま
して、しかも、そういう農家の芽というものは農村
地に現実にあるわけでございますから、そうし
て、そういう経営を伸ばそうとする人たちが、現

在の公庫の資金制度では窮屈であつて、何か別の
経営全体を対象として相当多額の融資ができるよ
うな制度があるまいかといふことを相当希望して
おるわけでございます。私もいろいろな形で農
村の人たちと接しております限り、そういうこと
が十分言えるわけでございますから、構造政策の
一環としてこの総合資金をつかまえることはその
とおりでございますけれども、それはそれなりに
また独立しても意味があると私は考えておるわけ
でございます。

○森義委員 局長のこれの理解のしかたは、私
は、今度の総合資金制度をさしているのではなく
て、従来の金融のあり方全体をさしていると思
うのです。というのは、いわゆる金融それ自体が先
行してしまつて、政策というものがそれにうまく
マッチしないために、金融の政策自体がいろいろ
とんざをしておるということの意味ではある。た
とえば構造改善の場合のように、いわゆるパイ
ロット的な投資をやつていく方向へ今度ずつと
移つてきておるわけですね。そうすると、非常に
危険性が伴うわけですね。そういうふうな試験的
な、あるいは模索的な、あるいはパイロット的な
形のほうに金融がずんずんといふ進みつつある。
そういうことに對して、政策というものがしつ
かりあつて、その裏づけ手段としての金融とい
うものが常に頭の中に描かれておらないと、パイ
ロット的な金融が先に行なわれることに對する警
告だ、私は実はこういうふうに理解しておるわけ
です。そうでなければ、総合資金制度それ自体の
問題について——これはいわゆる総合資金制度の
答申じゃないんです。農業金融全体に對するこ
ころの懇談会の答申なんですね。その中で、当面
それでは総合資金制度はこういうものをやつたら
どうかといふことをいつておるわけなんです。し
たがつて、この文章の読み方は、総合資金制度云々
という読み方でなくして、従来の金融制度の中
に、いわゆる政策の裏づけのない、裏づけのない
というよりも、政策よりも先に飛び出していった
危険性があるから、そういうものは厳に慎んだほ

うがいいのじゃないかといふことを意味している
のじゃないか、私はそう思うのですが、これは問
違ひですか。

○大和田政府委員 いま御指摘の幾行の部分は、
これは当然全体のいわば結論的な部分でございま
すが、単に総合資金だけのことでなく、農業
金融全体のことに触れておるわけでございます。
ただ、農業金融全体のことに触れておる部分であ
りますけれども、その中で総合資金について申し
上げますれば、私が申し上げたとおりだといふこ
とを申し上げたいわけでありまして、これは全体に
かかる問題でございます。

○森義委員 時間がありませんので、いま一
つ、せつかく林野庁が来ておりますので聞きたい
ことがあるのですが、実は今度の卸売市場の近代
化資金、それは農業金融公庫といわれる以上
は林業も入つておるわけですね。ところが、林業
の市場に關しては生鮮食料品といふん違ひわけ
ですね。今日林業の流通面といふものはたいへん
な混乱をして、昨年度は林業関係の倒産が、中小
企業倒産の約四割くらいを占めておる。卸売市場
から商店から全部含んで、大体四割くらいを占め
ておる。そういうような流通に關して、今度新し
く公庫が流通の問題に乗り出したわけなんです。そ
の機会に林野庁として、林業流通についてこの中
に入つておらないのは、入ろうとしたが入れてくれ
なかつたのか、性格が違ふから、あるいは林野庁
として別個に林業流通については考えておるの
か、おるといふなら、その構想をお聞かせ願いた
い。

○局長説明員 今回の市場の近代化資金につきま
しては、主として生鮮食料品といふ考え方で原案
ができております。木材は生鮮食料品ほど緊急な
処理を要しないといふたでございまして、私も
これは今後の研究課題として考えておるわけ
です。ただ、今年度から林業の流通関係の基本調査
といふものを、特別に予算を獲得しまして実施す
るということに予定しております。大体二カ年の
予定でやる計画にしております。現在は、御承知

のように流通の形態が非常に複雑でございま
して、さらに木材センターという新しい形が
生まれつつあるのでありまして、供給面からも、
外材の流入等かなり製材業の立地編成等も交
わるような形がございまして、そういう点も二カ年
間に見きわめまして上で林業流通の点について考
えていきたい、かように考えております。

○森義委員 時間がありませんので、林業流通
の問題については、また機会をあらためて質問す
ることにして終わります。

○鹿野委員長代理 兒玉末男君。

○兒玉委員 最初は経済局のほうにお伺いしたい
と思うのですが、これは昨日石田委員もある程度
質問されて、重複する点もあろうかと思ひます
が、特に今日の流通対策の中におきまして、市場
における転送ということが、価格形成並びに市場
の狭小化、また市場を非常にふくそうしてお
る。こういうことについて、現在農林省としては
どういふふうな指導なり規制を行なつておるの
か、転送に關する点について、まずお伺いしたい
と存じます。

○大和田政府委員 転送の問題は、水産物につ
いて現在相当問題になっておるわけでございます。
これは最近の市場の情勢あるいは生鮮食料品の流
通の事情から申しまして、産地のほうから大量の
荷物を一ぺんに特定の市場に持つてくるという問
題もございまして、それから大都市周辺の地方市
場で、なかなか自分の力では荷物が集まらない
したが、大市場から荷物を分けてもらふ必要
もあるわけでございます。私は、経済的にいつて
ある程度合理的な面もあろうかと思ひますけれど
も、卸に当てられた荷物が、かりに卸の裁量に
よつてかたがとどこかへ回されるという事態は、
価格を公正に決定するといふ立場からいまして
も、決して望ましいことではございせんから、
私は、結局仲買人の力が強くなればそういう問
題はよほど少なくなつて、仲買人が自分荷物を
をせり落として、これを地方市場へ送るといふこ
とも可能でしょうし、また地方市場が強くなりま

すれば、自分で荷物を引く力が強くなるわけでございますから、これでも転送の問題はよほど少なくなると思いますが、いわば過渡期の対策といったしましては、とにかく一定のルールをもって、無制限に卸がやれないようにしたいということ、現在指導しておるわけでございます。

東京都その他においてなお検討中のところもございまして、たとえば名古屋のように、卸、仲買、その他の関係業者が集まりまして協議会をつくりまして、そこで、普通の水産物でありますれば、市場へ入りましたものの一五%以内で転送を認める、そういうルールをつくってやっておるところがあるわけでございます。これは卸、仲買、仲買、仲買、これは当然含めて関係者で協議会をつくって、そこで納得できるような解決を出して、ある荷物の割合について転送が行なえる、そういう公正なといいますか、あるいはオーブンになった形といいますか、そういうものによって転送が行なわれるように今後も指導を強化してまいりたい、こういうふうに考えております。

○児玉委員 大臣に時間の制限がございしますので、はしょっていきなさいと思います。

次に、これは先般参考人と呼んだときにも一応要望したわけですが、特に芝浦屠場にしても、あるいは他の築地なりその他の生鮮食料品を扱うところで、非常に非衛生的な状態に置かれておるところが多いと思うのですが、これはもう少し環境整備といいますが、特に衛生的な面からの強力な指導を行なうべきではないかと思うのですが、このことについて御見解を承りたいと思います。

○西村国務大臣 これは国民の口へ入ります大事な食料品でございますから、当然のこととしてわれわれは今後も十分留意をしております。

○児玉委員 この際、ひとつ大臣も現地の状況を十分視察をいただいて、徹底的な御指導をお願いしたいと思います。

次に、この点も石田委員がお触れになったのですが、せっかく大臣がお見えになりましたので、現在、東京の中央卸売市場を中心としまして、特に卸売りの人の利権化等を通じて、非常に不明朗な状態がかなり出されておる。特に最近の市場というものは、非常に国民大衆に直結する重大な役割りを果たすところでありまして、この市場行政の公正化ということが強く叫ばれておるし、特に農林省としましては、関係機関に再三にわたり警告も出されておりますが、こういう状態が依然としてあとを断たないということは、いま一段と私は農林省の適確な指導というものが強く必要とされるのではないかと、こういうふうに考えるわけでございますが、この市場行政の公正化ということについて、この際、特に大臣の御所見を承っておきたいと思ひます。

○西村国務大臣 卸売市場、特に中央卸売市場というものは、生鮮食料品の流通においても中核的な地位にある。そこで生産者と消費者の双方の間にあって、あるいは卸売、あるいは仲買、あるいは買出し人、こういうものがそれぞれ入ってきて、そこで公正な取引、妥協な価格の形成をやるわけでありまして、したがって、これに対して内部的にも公正な立場をとってもらふ。あるいは先ほど局長から話がありました、その中で合理的な取引のルールというものを、絶えず確立してもらふようにわれわれは指導していきなさい。それからもう一つは能率の向上、この二点に留意しまして、県民なり都民なり市民なりの生活のほんとうの中心の、もとをなすものであるというところで、私も不断に明朗化、公正化というものに努力してまいりたい、こういう決意でございます。

○児玉委員 次に、やはり流通関係で、コールドチェーンに關係する問題でございますが、先般の予算委員会における分科会の私の質問に對しまして、科学技術庁長官は、すでに実験の段階は終つて、これからは農林省と具体的なことに對しての打ち合わせをする段階までいっているという

こととございましたが、特に本日科学技術庁もおいでになっておりますので、実験の過程なり将来の見通し、こういう点は大体どういうふうな経過と構想をお持ちなのか、科学技術庁にまずお伺いしたいと思います。

○鈴木(春)政府委員 科学技術庁で行なっておりますコールドチェーンの経過を概略申し上げます。この二年間で主として技術的な側面を實驗したわけでありまして、この技術的な側面を申し上げますのは、将来コールドチェーンのき上がる際に、その間にいろいろ技術的な問題が起きてくるはずでございます。そういう問題はどこに起きるか、その問題をどういうふうな解決していったらばコールドチェーンが成り立つか、そういう点を解明いたしました。それをどういうふうにやっていけば実用上乗り越えることができるかといったような、そういう技術的な確認をやったわけでございます。いろいろ問題になる点を最初洗い出しまして、この二カ年にわたって大かたの事項につきましましては實驗が終了したわけでありまして、なおまだ二、三の点で追加して試験すべき事項が残っておりますので、これは本年度引き続き実行する予定にしております。そういうような關係で、一応技術的な観点での調査は終わった。したがって、これを実用面に移していくことができるというふうに、この間科学技術庁の長官から御答弁申し上げたわけでございます。

しかしながら、實際これが技術的な実験だけではよかつたのでございしますが、これが経済面と組み合つてきますと、いろいろまだ問題はあるかと思ひますが、何といひましてもこの問題は、経済的に成り立たなければいかなる技術も価値がないのでございします。そういう経済的な面、今度農林省のほうで取り扱っていただくことになつております。その間にもいろいろ技術面が出てくれば、なおわれわれのほうもいろいろバックアップしなければならぬ、こういうふうに考えております。

○児玉委員 この際、農林省のほうにお伺いしま

すけれども、特に私の住んでおる南九州は、阪神なり東京等の豊富な生鮮食料品の供給基地になっておりますけれども、輸送手段が非常におくれていたために、せっかくの供給基地としての役割りを十分達成できないというので、科学技術庁のほうで、過去再三にわたるいろいろ御助力をいただいておりますが、何といひましてもこれからの問題としては、農林省が積極的にこれにどう取り組むかということが、私は非常に重要な問題ではないかと思ひます。しかも、先般の南九州畑作農業関係の臨時措置にしまして、やはり生産と供給、輸送というものが密接な關係を持つわけでございます。これについてどういうふうな構想なり今後の施策を行なっていくとするのか、この点お聞かせをいただきたいと思ひます。

○黒河内(修)政府委員 いまお尋ねの、私どもの本年度からコールドチェーンの實驗事業をしようとしておりますのは、先ほどお話がございましたように、科学技術庁のいろいろな技術的な考え、二年間のいろいろの成果を踏まえて、これの経済的側面、たとえば産地出荷の予冷と申しますか、そういう問題、それから包装の問題とか、それから輸送途中の問題とか、それから荷受け地における処理の問題、それから小売店におきましてストックと申しますか、大型冷蔵庫の問題、そういうものが、普通の食料品の常溫取引の場合と違ひまして、各段階におきまして余分に経費がかかる。それらを今後実用化していく上において、経費はどの程度、どういう段階でどういうふうにかかるといふような、経済的側面を主として検討していきなさい。

そこで現在のところは、ただいま全販等關係団体、それから關係府県の方々といろいろ御相談をして、まだどの県でどういうふうなものをやるといふに具体的な決定はしておりませんけれども、各府県なり生産者団体の御意見を聞きましてこの具体的實施方法をきめたい、いまこういう段階でございます。

○児玉委員 この際、大臣にも特にお聞きしたい

いうわけにはいかないと申し、資金のワクもあると思うのですが、今後の運用面においては一体どういうふうな取り扱いをするお考えなのか、この点お聞かせをいただきたいと思ひます。

○大和田政府委員　卸売り市場の近代化資金の内容は、一つは地方市場であります。この地方市場につきましては、まさに実態に即して事業を認めるつもりであります。県が中心になって整備計画を立てるわけでございますから、適正と思われるものについては、金額の限度なしに貸し付けをいたすつもりでございます。

それから卸、仲買につきましては、当然と言つておかしいですが、資金の限度は設けます。た

の監督というのは地方公共団体が主体になるわけでありませうけれども、やはり政府から出資をする以上は、国との関係をどういふふうに調整をさしていくのか、この問題は特に今後たくさん提起されようかと思ひますので、この際局長の御答弁をお願いいたします。

○大和田政府委員　地方市場につきましては、現在相当多数の県で条例をつくつて、規制あるいは指導をいたしておりますけれども、その条例のいゝわは根拠になるような法律はないわけでございます。私は、現在とにかく千九百をこえるような地方市場で、種々雑多でございます、これが多少減るようには整備されるといたしまして、

だ、また最終的な結論に至っておりませんので、詳細申し上げられないわけですが、かりに卸三千万とか、仲買い千万とかいうことにいたしまして、それ以外に卸、仲買いの人が冷蔵庫等々を備える場合はそれに相当上積みをするつもりでございますし、また、仲買いの人が大型化をするために営業権の譲渡を受けるような場合は、仲買い人の施設の譲渡に伴ってのれんを譲り受ける場合には、それに相当プラスをして、大型化の推進に支障のないようにいたすつもりでおります。

やつぱり相当数の多い、複雑な内容を持ったものでございますから、中央卸売市場法のように法律でこまかく規制することは、まず無理ではないか。したがって、規制の主体は条例で、その条例の根拠を法律でつくるという程度の法律の制定は、今後必要にならうと思います。

○兒玉委員　最後に一間お伺いしますけれども、特に今回の市場整備というのが、その敷地内にあるところのいわゆる付設集贸市场といえますか、関連の店舗等もこの対象になっておるようでありませんが、この点は通産省所管の中小企業振興事業

○児玉委員 それから、今回のこの資金融通制度によって、いわゆるいままでの旧態依然とした市場形態というものを改革していくわけですけれども、それでは今後の市場の整備計画あるいは目標なり基準なり、総体的な地方市場の改善の方向といえますか、農林省が考えている施策の基本的な問題というのは、大体どういうふうな構想を持っているのか、この点お伺いしたいと思います。

団でございますか、これから貸し出されるところの、いわゆる店舗集約化事業等に対しては二分二厘という低利で貸し出されておる。今國のこの金利は六分五厘でございますから、そういったしますと非常に金利の格差があるということで、今後のこのようにいわゆる付設の集約市場等の整備の際に、かなり問題が提起されるのじゃないか。この辺の調整なり対策はどういったふうに進めていく

○西村国務大臣　地方市場の施設整備につきましては、統合による大型化によって集荷能力を十分確立といえますか、確保したいということ、それからもう一つは、都市計画に即した立地の適正化、これは御存じのとおりいま都心あるいは狭い場所によくあるのが例ですが、都市計画等によくのつとつた立地を考えていたのだく、それから

○大和田政府委員 中小企業振興事業団関係の貸し付けの対象は、きわめて限定的でございます。たとえば、そこで団地をつくれば、大多數の商店はそこに移転しなければならぬという条件その他きつい条件がございます。私どもの農林漁業金融公庫の対象になるものは、そういう「きつい条件」は、大體ないといつていい。

しい条件はついておらないし、運営につきましては中小企業庁と今後十分連絡をして、違背のないようにいたしたいと思ひます。しかし私は、最終的にはどちらからでも借りられるというようなものに小部分のものがなりまして、それぞれ資金のワクもあるわけでございますから、その業界が混乱することはまずないというふうに思ひます。

○兒玉委員 終わります。

○鹿野委員長代理 次回は、来る十六日開会いたしますことにいたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

昭和四十三年四月十七日印刷

昭和四十三年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局